

官報号外

平成二十二年三月二十六日

○第一百七十四回 参議院会議録第十一号

平成二十二年三月二十六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十二号

平成二十二年三月二十六日

午前十時開議

第一 外國為替及び外國貿易法第十条第二項の

規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求める件(第百七十三回国会内閣提出、第百七十四回国会衆議院送付)

第二 外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求める件(第百七十三回国会内閣提出、第百七十四回国会衆議院送付)

付) 第十二号

平成二十二年三月二十六日

午前十時開議

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 平成二十一年度における子ども手当の支給に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名

二、国家公務員等の任命に関する件

三、雇用保険法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(江田五月君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

この際、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名についてお諮りいたします。

内閣から、人事官、原子力安全委員会委員、情報公開・個人情報保護審査会委員、公益認定等委員会委員、公認会計士・監査審査会会長、同委員会審議委員及び中央社会保険医療協議会委員の任命について、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたしました。

まず、人事官に原恒雄君を任命することについて採決をいたしました。

内閣申出のとおり同意することの賛否について投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数 一百十八

賛成 一百十八

反対 ○

よつて、これより中央選挙管理会委員及び同予備委員各五名の指名を行いたいと存じます。
つきましては、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名は、いずれも議長に任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(江田五月君) 御異議ないと認めます。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

よつて、同意することに決しました。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数 二百十七
賛成 二百十
反対 七

第五 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の

案(内閣提出、衆議院送付)
本委員を指名するときは、併せて同予備委員を指名することとなつております。

平成二十二年三月二十六日 参議院会議録第十二号 中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名 国家公務員等の任命に関する件

官 報 (号 外)

よつて、全会一致をもつて同意することに決しました。

〔投票者氏名〕は本号末尾に記載

卷之三

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

議長(江田五月君)　この際、日程に追加して、雇用保険法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、異議ございませんか。

方について、二年以上前の時期に、賃金から雇用保険料を控除されていたことが確認された場合には、事業主が届出を行わなかつたことにより所定給付日数が短くなる不利益が生じないようにするため、現行制度において遡及可能な二年を超えて遡及^{（さかしゆき）}して適用^{（うてんきょく）}できることとしております。

○議長(江田五月君) 次に、原子力安全委員会委員

投票總數二百九十五票贊成

反對贊成

本報于政策委員會審議委員之森本宜久君之任命事

不銹行政策委員会審議委員に和木宜久君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について

て、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

（語長 池田五月春）間もなく投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしま

支那文政

投票總數
二十一

賛成 反対 よつて、同意することに決しました。 七百一十二

〔投票者氏名は本弓未毛ご賜教〕

持票者印名簿

○議長(江田五月君) 次に、公益認定等委員会委

員に海東英和君を任命することについて採決をい

内閣申出の二通り同意する二二三の賛否につき、

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

投票開始

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

また、事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったことにより、雇用保険に未加入とされたことがあります。

い範囲内において政令で定める日から施行すること

ととしております。
この法律案によつて、これまで雇用保険に入る

百五十五万人が新たに雇用保険に加入できるようになります。

○議長(江田五月君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。土田博和君。

○土田博和君登壇 拍手
土田博和君登壇 拍手
入りをさせていた、だいたい土田博和です。
民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して質問をさせていただきます。現役医師生活三十五年、この経験を基に雇用保険法等の一部を改正する法律案に、会派を代表して質問します。

祝いに会うことができました。そのおばあちゃんに、そのお祝い金、どうしますか、そうしたら何と言われたか。老後のために貯金をする、今はこういう暗い時代です。

さて、私の生まれた一九四九年、生まれた赤ちゃんは三百三十三万人、昨年は百六万人です。このままの出生率では、この何と三十年間、五千万人台に落ち込むと言われております。

つまり、たつた六十年で出生率が半減、八十年

で五分の一になると言われております。この異様な出生率の減少は確実に日本の屋台骨をむしばんでいると思います。児童数の大幅な減少で全国の小中学校が統廃合され、高校、大学も定員割れが続出しております。デパートやコンビニ、自動車、住宅の売上げも減少し、テーマパークも相次

いで倒産しております。道路通行量のみならず、九十六に及ぶ空港の利用量も減少し、企業・個人所得が減少し、デフレスパイラルに陥っております。

反対に増えているのは失業者です。潜在的な失業者まで入れれば労働人口の一三%に達していると言われ、生活保護者も百七十九万人と急増しております。

また、国民年金保険料はもちろん、国民健康保険の保険料を支払えないため、医療を受けられない人が増えています。高校を卒業しても、大学を卒業しても、希望する就職ができない若者が二〇%に迫っています。こうした社会の中で、うつ病にかかる人が一九九九年より九年間で実に二・四倍も増加し、悲しいことに十二年連続で三万人を超えてています。

さて、この迫りくる日本崩壊を防ぐのは、民主党が掲げた子ども手当の支給、高校教育の無償化、待機児童ゼロ作戦を目指す幼保一元化、そして、産科・小児科に重点を置いた医療費改定、不正請求……、しかし、何よりも親が安定した雇用を確保していることが大きな前提です。

まず、川端文部大臣にお尋ねします。

就職難の若者たちの中でも工業高校の中の内定率が良いようです。そろそろ、偏差値一辺倒の教科書から、個々の記憶の優しさを引き出す教科書へ

育から、個々の児童の優れた才能を引き出す教育、ドイツのマイスター制度のような職能教育方針を取り入れたお考えはいかがでしょうか。また、将来に向けて、大学生の何%かを、見聞を広め、何でも見てやる精神で、国費で様々な国々へ留学させる政策はいかがでしょうか。

今回の雇用保険改正法案、非正規労働者に対するセーフティーネット機能の強化を図るのが最大の目的だと長妻厚生労働大臣は強調され、具体的には、週二十時間以上働く人については、雇用保

険の適用を受けるために必要な雇用見込み期間が六か月以上だったのを三十一日以上に短縮しました。これで新たに二百五十五万人が雇用保険に加入でき、雇用者数の三〇%を占める非正規労働者

にとつて大きな朗報となり、国民の生活が第一」という民主党の政治目標にふさわしい英断だと思つております。

とは、自らの労働によって暮らしの生活を立てておられる労働者が不幸にも失業した場合、その生活安定を図るために設けられた制度です。早期の就職を促す就業促進手当制度がありますが、仕事を見付けてすぐには就職しないで、失業給付を十分に受給してから再就職するなどの確信的なモラルハザードも報告されています。

安定したセーフティーネット、国民のモラル保持、保険制度の両輪です。つまり、国が何をしておられるか、そればかりではなく、國のところに可不可以

くれるが、それにかりてはなく、國のために何をできるかというメッセージも不可欠だと思います。長妻厚生労働大臣、不適当な受給を防ぎ、早期の就職を促すため、どのような取組を行つておられるか、お答えください。

いたします。

監督署、資格取得届の届出先はハローワークとなつております。雇用保険においては、事業主が届出を行わなかつたために、失業給付等が受けられる期間が短くなつた事例が発生しています。

つまり、ハローワークに行つて自分の加入履歴を調べた結果、肝心の事業主が被保険者資格取得の届けを行わなかつたことが分かった場合でも、現行の法律では遡及期間、つまり過去にさかのぼつて適用が認められる上限が二年のため、幾ら明細書などを持つていっても、失業給付等をもらえない期間が短くなつてしまふわけです。

今回の改正に当たっては、現行の遡及適用期間である二年を超えて遡及することが可能になるよう改められました。この遡及適用期間を改善するねらいについて、大臣の御意見をお伺いしたいと思います。

次に、雇用調整助成金を始めとする雇用保険事業の財政安定化を図るための特例措置についてお伺いします。

この二事業は、雇用上の問題が企業主の責任に帰するところが多く、事業者間の互助事業を

帰するところが多いんだ。事業者間の互助事業をして事業主負担だけの保険料によって運営されました。現在は百七十三万人の人の労働者が雇用調整助成金により支えられ、事業縮小の危機に陥っている事業者の命綱となつております。

源を補うため、失業等給付にかかる積立金約五兆円から四千四百億円を活用することを盛り込みました。

従業員負担と国庫負担が入っている失業給付と、事業主のみが負担する雇用調整助成金という異なる両者間で借り入れを行うという暫定措置になつております。雇用調整助成金が失業者の発生を予防する観点から見れば、今後、更に利用しやすいように手続の簡素化などの措置を講じていくべきではないでしょうか。

雇用保険二事業による助成金などは三百近くも乱立し、もちろん大切なものはあります、事業内容が類似し、重複しているたり、助成金額に比べお伺いしたいと思います。

民主党は、野党時代から求職者支援に力を入れてきました。求職者支援制度は第二のセーフ

ティーネットと言われ、雇用保険に入れない人、失業給付中に仕事を見付けることができない人の生活を支え、就職活動を支援し、生活保護受給者になることを防ぐ重要な施策だと思つております。長妻厚生労働大臣はいかがお考えでしょうか。

厚生労働省が一九八〇年代に出したいわゆる医療費亡國論、すなわち医師数の増加が無駄な医療を生み、国を滅ぼすということによって、今、医療現場では大変な問題が起きてています。医師定数の一〇%削減、それに度重なる診療報酬改悪を繰り返してきた結果、日本は今や先進国の中で最低

レベルの医師数、看護師数になつております。

○議長(江田五月君) 土田君、時間が超過いたしました。簡単に願います。

○土田博和君(続) 過労死に近い残業時間などを余儀なくされ、医療崩壊を起こされています。こうした超高齢化社会の中で十分に予期されていたにもかかわらず、十分な対策が取られてこられたことがなかつたために起きていると思つていま

ところです……

○議長(江田五月君) 土田君、簡単に願います。

○土田博和君(続) 最後に聞いてください。

一週間ほど前、ニュージーランドから帰国された看護師さん、そのとき、ニュージーランドの仕事と生活の調和、残業はゼロ、有給休暇は二か月取れ、仕事もやりがいがあり、子育ても、そして

大好きな休暇も取れます。

○議長(江田五月君) 土田君、簡単に願います。

○土田博和君(続) この言葉が日本の医療現場に

はぐさりと突き刺さりました。

日本の少子化をストップさせ、ニュージーランドで働く人々が普通に行つているワーク・ライフ・バランスについて日本で実現できるよう、環境整備に力を入れてほしいと思います。

最後に、緊急的に雇用保険を安定化させ、高齢

者に安心を与えることによって消費サイクルを呼び起こし、最も経済効果が高いとされる医療・介護分野に働く若者たちに熱い夢と希望がもたらされるメッセージをいただき、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣(長妻昭君) 土田議員からお尋ねがございました。

雇用保険の適用に必要な雇用見込み期間の短縮がもたらす効果についてお尋ねがございました。この適用範囲については、平成二十一年の雇用法改正に合わせて、昨年四月からは、非正規

労働者の方の適用範囲を一年以上雇用見込みから六か月以上雇用見込みに拡大しました。それでも雇用保険の適用とならない方があつたところであります。そこで、現下の厳しい雇用失業情勢の中で、非正規労働の方に対するセーフティーネット機能をより強化する必要があると考えております。今回の改正によつて新たに二百五十五万人の方が雇用保険の対象になる見込みであり、雇用期間が短い方々へのセーフティーネットの拡大となるものであります。

日本ではこれまで雇用保険がなく、失業した場合、生活保護との間のセーフティーネットが非常に不十分でした。この課題に対応するため、雇用保険の範囲を広げるものであります。

次に、不適当な受給の防止と早期の就職促進の取組についてお尋ねがありました。

失業された方々に對して雇用保険の給付を適切に支給するとともに、早期に再就職をしていくだけことは非常に重要であります。このため、次の三点を中心取り組んでいるところであります。

第一点といたしましては、仕事を探す方との対

と確認すること。第二に、早期に就職したときには一定の手当を支給する再就職手当の活用により、早めの再就職、これを促進を図つていくこと。第三に、個々の求職者の方に応じた再就職支援プロ

グラムによる支援など、職業相談窓口におけるきめ細やかな職業相談、職業紹介を実施することを実行してまいります。

次に、遡及適用期間の改善のねらいについてお尋ねがありました。

現行制度上は、事業主が従業員の雇用保険の資格取得届の提出をしていなかつた場合であつて、この改正案によつて六か月以上雇用見込みを更に三十日以上雇用見込みに拡大することとしております。今回の改正によつて新たに二百五十五万人の方が雇用保険の対象になる見込みであり、雇用期間が短い方々へのセーフティーネットの拡大となるものであります。

日本ではこれまで雇用保険がなく、失業した場合、生活保護との間のセーフティーネットが非常に不十分でした。この課題に対応するため、雇用保険の範囲を広げるものであります。

次に、不適当な受給の防止と早期の就職促進の取組についてお尋ねがありました。

失業された方々に對して雇用保険の給付を適切に支給するとともに、早期に再就職をしていくだけことは非常に重要であります。このため、次の

三点を中心取り組んでいるところであります。

第一点といたしましては、仕事を探す方との対

面での失業認定によつて、求職活動状況をきち

とります。

(号) 外

次に、雇用調整助成金の手続の簡素化についてお尋ねがありました。この件も多くの方から指摘をいただいて重要な論点でございます。

本助成金については、一昨年十二月に中小企業向けの助成金を創設して以来利用が急増しておりまして、雇用の維持に取り組む多くの事業主の皆様に御利用をいたしております。こうした中、本助成金の申請については、事業主の皆様の御負担をできる限り軽減できるよう、これまで何度も簡素化に取り組んできました。また、昨年十一月三十日には、緊急雇用対策を受け、申請様式を改正し、提出書類を五種類から三種類に統合をしたことあります。

雇用調整助成金の手続の簡素化については適正な支給の確保という点についても留意する必要がありますが、今後とも、その時々の状況に応じ判断の見直しを行って、多くの事業主の方々にどうでも利用しやすい制度にしてまいります。

次に、雇用保険二事業の整理合理化についてお尋ねがありました。

かつては、労働者福祉という美名の名の下、スパウザ小田原から労働者福祉施設という箱物を乱造したという苦い経験があるわけでございました。私のしごと館もこの会計から出たわけでございました。もう今後は、そういうことがないように我々も努めていきたいというふうに考えております。

雇用保険二事業は、事業主負担の保険料を財源に各種雇用対策を通じて失業の予防や再就職を促進し、失業等給付の抑制を図るものとして実施しているものであります。

私も、就任以来、平成二十一年度の予算編成において徹底した見直しを行つて、雇用保険二事業についても次のような例を始めとして大幅な予算削減をいたしました。第一に、高齢期雇用就業支援コーナーを廃止しました。名前だけ見ると何か非常に有効そうに見えますけれども、利用者が非常に少ない。第二に、介護雇用管理助成金の支給に係る運営費について、支援員に係る経費を廃止しました。その結果、雇用調整助成金以外の事業について、平成二十一年度二次補正予算後と比較して八百十七億円の削減を実行したところであります。

厳しい雇用失業情勢が続く中、雇用保険二事業による各種の取組は大変重要と認識しておりますが、保険料負担者である事業主の方々の意見も踏まえながら、効率的で質の高い事業運営に努めてまいります。第一に、効果の低い事業については廃止や縮減を今後もいたします。第二に、類似事業の統合をいたします。第三に、管理費の削減をいたします。

次に、雇用保険二事業の整理合理化についてお尋ねがありました。

次に、求職者支援制度について今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねがございました。

昨年七月末、雇用保険を受給できない方々に対して、私のしごと館もこの会計から出たわけでございました。もう今後は、そういうことがないようにするために、訓練期間中に月額十万円、養う御家族がらつしやる場合は月額十二万円を給付しているところであります。今後は、平成二十三年度から恒久的な求職者支援制度の創設に向けて労働政策審議会において検討を進め、平成二十三年の通常国会に法案を提出する考え方であります。

今時点でも、失業保険に入つておられない方が無料で職業訓練を受けて生活費を受給できる、こういう制度がございます。ハローワークにおいて申込みができるということでございますので、我々も広報に努めていきたいというふうに考えております。

以上、よろしくお願ひいたします。(拍手)

〔国務大臣川端達夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(川端達夫君) 土田議員から二つの質問がありました。

最初に、個人の能力を引き出す教育と職業教育についてお尋ねがありました。

教育においては、個々の能力を最大限に引き出すため、発達段階からそれぞれの状況に応じ適切な教育の機会、環境が提供されることが重要でございます。特に、厳しい雇用情勢や若者の社会、職業への円滑な移行をめぐる問題が顕在する中で、社会人、職業人として必要な能力を育成することは極めて重要と認識しております。

我が国において、企業における職業訓練と職業学校における教育を同時に実施するドイツのマイスター制度のような仕組みを直ちに取り入れることとは困難ですが、社会や職業との関連を重視した教育の改善充実を図ることは重要であると認識をいたしております。例えば、大学や専門高校などでは、企業等と連携し、職業の現場における長期間の実習を積極的に取り入れることなどにより専門的な職業人を育成しております。

このような観点も含め、現在、中央教育審議会において今後の学校におけるキャリア教育、職業教育の在り方について御審議をいただいていると

ころであり、今後とも、審議の状況を踏まえつつ、職業教育の一層の充実を図つてまいりたいと思います。

次に、大学生の海外留学についてのお尋ねであります。このため文部科学省では、留学する学生に対する奨学金の給付及び貸与、留学情報の提供や相談などをを行っています。

今後、我が国の成長戦略を考える上で、東アジア地域の経済活動の一体的な進展を見据えた人材育成が必要と考えており、海外で事業を開拓する企業へのインターンシップなども含め、日本人学生の送り出しや国際的な大学間交流を積極的に進めています。(拍手)

○議長(江田五月君) 西島英利君。

〔西島英利君登壇、拍手〕

○西島英利君 私は、自由民主党・改革クラブを代表して、雇用保険法等の一部を改正する法律案について関係大臣に質問をいたします。

まず冒頭、若者の就業支援対策について伺います。

今年一月の十五歳から二十四歳の完全失業率は、昨年比一・一%増の八・五%と大変厳しい情勢であります。また、高校卒、大学卒の就職内定率は約八〇%にとどまっています。三月の卒業式を終えてからも就職活動に汗を流している学生諸君のことを考えますと、胸が痛みます。政府は、産業界等の協力を得て、一人でも多くの学生

が四月から働くことができるよう全力で取り組んでいただきたい。

また、一括採用システムから外れた既卒者などは、正規の就業機会を得られずに、非正規雇用がらなかなか抜け出せません。それは、多くの就職氷河期世代がフリーランなどの非正規雇用にとどまっていることからも明らかであります。政府や産業界等には、異なる中途機会の増大や通年採用の導入、卒業後数年間は新卒扱いにする等、一括採用以外の道の開拓にもより一層努めていただきたい。

そこで、以上の点を踏まえて、若者の就業支援策について厚生労働大臣の御所見を伺います。それでは、雇用保険法改正案の質問に入ります。

まず、非正規労働者に対する適用範囲の拡大についてお伺いをいたします。

この法律案は、すべての労働者に雇用保険を適用するという民主党マニフェストなどを実現するものだとされております。

我が国の労働者は、厚生労働省の試算によりま

すと五千五百三十九万人であります。そして、今回の一改正により、週二十時間以上の労働者のうち雇用期間が六月末満である二百五十五万人が新たに適用対象となるとされる一方で、適用対象とならない週二十時間未満の労働者がなお四百十三万人存在をしております。

はないということになります

これに対し、同じく賃金を得て労働する場合でも、辞めても生活に困らないといった場合はリスクの発生を同じく考慮されるものだとなよう。子

久の先生を同じと考へられるものでしょか。それで細切れで働き、いつでも辞められる者と、細切れで働かざるを得ない者がいるのは承知しておりますが、それは本来は別の枠組みで設計すべき

ものではないでしょうか。短期間での退職が予定されている有期雇用特例被保険者が別枠組みに

なつてゐるのは、そもそもはこのような特性に配慮したものであります。リスク発生状況が異なる者の適用、受治を大層に忍らることは、一段

の被保険者に負担を掛け、財政の悪化を招くこと

になります。

に係る保険料収入は三百六十億円増加する一方で、支出は平年度で千八百七十二億円増加し、毎

年千五百十二億円の支出超過となることが見込まれております。

重ねて申し上げますが、生活の糧を短時間労働から得ざるを得ない弱者の存在は十分認識してお

りますが、なぜ一般の被保険者という類型に入れることとしたのか、その判断に至る経緯、従来の

一般の被保険者との均衡をどう考えるのか、厚生労働省も同じいこゝミー。

労働大臣にお伺いいたします

の事務負担手続が非常に煩雑となり、かえつて適用逃れを招くのではないかという点であります。

現在の雇用保険適用者は三千七百七十七万人と
述べていいまい。見て二つ、主婦としての立場

されていきます。現在でも、手続をしていない事業所は内部者からの通報がないとなかなか発見できないという状況であります。それをここまで拡

卷之三

官 報 (号外)

の勘定内ということで、利子も付されないことになっております。

一月に成立した雇用保険法改正案と二十一年度第二次補正予算では、雇用保険の失業等給付の積立金に一般会計から三千五百億円が国庫負担として追加投入されております。そして、今回の雇用保険法改正案と二十二年度の本予算では、その積立金から四千四百億円を雇用調整助成金等を行う事業に貸し出すという内容が盛り込まれております。

この三千五百億円の積算根拠等、いろいろ問題はありました。通して見ると、実質的には、二十一年度の予算を使って二十二年度の二事業に対する支援のために追加投入がされていることは明らかであります。返済の見通しがないままに積立金の一部が凍結されるがごとき構成を取るよりは、特例的に一般財源から直接二事業に投入する方が理解しやすく、すつきりするのではないかでしょうか。今回の一連の改正案のような構成、措置を選択した理由を厚生労働大臣にお伺いをいたします。

また、この背景には、二十二年度予算の総額を抑えた財務省との間で調整があつたとも言われておりますが、財務大臣の見解もお尋ねいたします。

最後に、平成二十二年度の雇用保険料率についてお伺いをします。

平成二十一年度の失業等給付の保険料率は、労働者、使用者双方の経済的負担を軽減するため、法律の弾力条項の枠を超えて、特例的に千分の八まで引き下げられております。これが、二十二年度は千分の十二とされようとしております。

企業にとっては大変厳しい経済状況が続いているとともに、労働者においても給与が減少しております。こうした中、政府が五割も保険料を上げるという判断に至ったのは理解し難いところですが、その理由を厚生労働大臣にお伺いをいたします。

あわせて、失業等給付の積立金残高は、仮に四千四百億円を二事業に繰り入れたとしても約四兆円ありますので、むしろ雇用保険料率を据え置くべきではありませんか、お尋ねをいたします。

今回の法案は、生活の糧を得るために働く労働者を対象としていた雇用保険の枠組みを大きく変え、将来の雇用保険財政に大きな課題を残すことになるであろうことを申し上げ、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣長妻昭君登壇、拍手〕

○國務大臣(長妻昭君) 西島議員にお答えをいたします。

若者の就職支援について御質問がありました。今春卒業予定の新卒者の就職内定率は、高卒者が八一・一%、大卒者が八〇%となるなど依然として厳しい状況です。特に大卒の方は史上最悪の数字となつてゐるということでございまして、このため、平成二十一年度第二次補正予算や平成二十二年度予算に新卒者対策を盛り込み、重点的に取り組んでいるところであります。

第一に、学校や企業を訪問して新卒者のみの就職を支援する高卒・大卒就職ジョブサポーターのハローワークへの倍増配置を進めております。今現在まで約九百人をハローワークに配備をいたしました。この方は、企業で採用担当をされておりました。この方には、企業で採用担当をされておられた経験を持つなど一定のベテランの方を配付をして、ハローワークに座っているんではなくることも、労働者においても給与が減少しておられます。こうした中、政府が五割も保険料を上げて、学校と企業、ここを回つて情報交換をしているところであります。第二に、新卒者を体験雇用する事業主を支援する新卒者体験雇用事業を創設をいたしました。第三に、新卒者向けの職業訓練コースを新たに設置をいたしまして、一定の要件に該当する方には生活費十万円を支給をいたします。今まで新卒者は対象ではございませんでしたけれども、要件を緩和をさせていただきました。

また、雇用対策法において、募集・採用方法の改善等により若者の雇用機会を確保することを事業主の努力義務として、事業主の取組を促すための指針を次のように定めて周知を図つております。第一に、既卒者についても新卒者の採用枠に応募できるような募集条件を設定してくださいと申します。

次に、雇用保険の適用範囲の拡大の経緯及び新たな対象者と従来の一般被保険者との均衡の考え方についてお尋ねがありました。

今回、短期の雇用の方、三十一日以上六ヶ月未満の雇用見込みの方を雇用保険の適用対象とするに当たっては、非正規労働者の方に対するセーフティーネット機能の強化の必要性、雇用保険財政への影響等を勘案し、労働政策審議会において労使の合意をいたいたものであります。

また、今回新たに適用対象とされる短期間の雇用の方についても、受給資格要件は従来と同一の要件を維持することとしております。これは、次の理由によるものであります。第一に現在一般被保険者とされている方との公平性、第二に安易な離職や繰り返し給付の防止、第三に保険財政の給付と負担のバランスの影響であります。

次に、適用拡大に伴う事業主の事務負担の軽減策及び事業主による適用逃れへの対策についてお尋ねがありました。

今回の適用拡大に併せて、事業主の事務負担を

(号外)

考慮し、被保険者資格取得の際の手続の簡素化を図る予定であります。具体的には、これまで從業員を雇用保険に加入させる際に事業主から提出を義務付けていた雇用契約書などの確認書類においては、原則として提出不要とする方向で考えております。また、適用拡大の対象となる方々についての適用手続を確実なものとする観点から、今般の改正内容を広く周知することが重要と考えております。このため、厚生労働省のホームページあるいはハローワークにおいてリーフレットを配布するほか、雇用保険のすべての適用事業所に対してもがきを送付することにより周知を図つてまいります。

次に、失業等給付に一般会計から三千五百億円を追加投入し、その積立金から四千四百億円を事業に貸し出すこととした理由についてお尋ねがありました。

厳しい雇用失業情勢を反映して、失業等給付の積立金について大幅な取崩しが見込まれております。過去においては、平成九年度に約四兆円もあつた積立金が急速に減少して、平成十四年度には約四千億円にまで減少しました。このときは、雇用失業情勢が非常に厳しいにもかかわらず、年度の途中で保険料率を引き上げたり、あるいは給付日数を減らすなどの対応を取りざるを得なくなつたところであります。こうした事態を繰り返さないよう、雇用保険財政の安定的運営を早期に確保するために、先般の補正予算において三千五百億円を投入したところであります。

一方、今回の改正法案においては、失業等給付

の積立金から雇用保険二事業へ四千四百億円を貸し出すこととしております。これは、御存じのように、雇用調整助成金の要件緩和等に伴う支出増に對応するため、雇用調整助成金が失業等給付の

抑制効果が高いことも踏まえながら、緊急的かつ例外的な特例措置として行うものであります。なお、雇用調整助成金の要件緩和等のために必要な費用を一般会計で措置することは、雇用調整助成金は労働者や失業者ではなく事業主に給付されるものであり、これまで事業主負担の保険料のみで賄っていた経緯等を踏まえると、困難であると考えております。

最後に、平成二十二年度の雇用保険料率についてお尋ねがありました。平成二十二年度の失業等給付の雇用保険料率は、本来は一・六%になるところを弾力条項により一・二%に抑えることとしております。しかし、平成二十一年度と比較すると労使の方々にとっては保険料負担が増えるところであります。厳しい雇用失業情勢が続き、失業等給付に係る収支の悪化が懸念される中で、本来の雇用保険料率の半分にするような特例を再度設けることは、雇用保険制度の安定的な運営の観点からは困難であると考えます。

以上、よろしくお願ひをいたします。(拍手)
〔國務大臣菅直人君登壇、拍手〕

○國務大臣(菅直人君) 西島議員の御質問にお答

質問は、雇用保険二事業の財政基盤の強化のための方策が、二十二年度予算の総額を抑えたい財務省との調整によるものではないかという御質問がありました。

二十二年度二次補正予算における一般会計から失業等給付に充てるための繰入れについて、今、厚生労働大臣からもお話をありましたが、昨今の厳しい雇用情勢を反映して、失業等給付の積立金の大幅な取崩しが見込まれたところから、雇用保険財政の安定的運営を確保するための措置を早期に講じていただくとの観点に立つて行つたものです。つまりは、年度を超えてこの雇用調整助成金がきちんと継続されるということを早めに国民の皆さんに理解していただき、間違つても年度末にもう馳目になるだらうということで解雇といったことにつながらないように、そういうために早期に講じていったところであります。

また、今回の雇用保険法改正案に盛り込まれた失業等給付の積立金から雇用保険二事業への貸出は、これももう厚労大臣から御説明がありまして、委員長の報告を求めます。経済産業委員

○議長(江田五月君) 日程第一 外国為替及び外貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

日程第二 外国為替及び外貨物法第十一条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課する等の措置を講じたこと

につきて承認を求めるの件

(いずれも第百七十三回国会内閣提出、第一百四十四回国会衆議院送付)

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員

長木俣佳丈君

〔木俣佳丈君登壇、拍手〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○木俣佳丈君 ただいま議題となりました両承認案件につきまして、審査の経過と結果を御報告申しあげます。

まず、外国為替及び外貨物法第十一条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、北朝鮮からのすべての貨物につき、平成二十一年四月十四日から平成二十二年四月十三日までの間、引き続き、経済産業大臣の輸入承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、国会の承認を求めるものであります。

次に、外国為替及び外貨物法第十一条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき

輸出承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求める件は、北朝鮮を仕向地とするすべての貨物につき、平成二十一年六月十八日から平成二十二年四月十三日までの間、経済産業大臣の輸出承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、経済産業大臣より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

よつて、両件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第三 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員

長大石正光君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○大石正光君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定関税率等の適用期限を延長するとともに、水際取締り強化等のための罰則水準の引上げ等、所要の改正を行おうとするものであります。

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

よつて、本件は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

よつて、両件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第四 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長松あきら君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

よつて、本件は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

よつて、両件は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 日程第五 司法制度改革の理念に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。司法制度改

革審議会議長松あきら君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

よつて、本件は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。

よつて、両件は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

充について検討を加える旨の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取するとともに、鳩山内閣総理大臣にも出席を求め、審査を行いましたところ、子ども手当の制度設計と財源の確保、子育て支援における現金給付と現物給付の在り方、児童養護施設入所児等に対する支援の在り方、国外に子どもがいる外国人に対する支給の妥当性、保育サービスの拡充とワーク・ライフ・バランスを含めた全般的な子育て支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

本法律案に対する質疑の終局を踏つたところ、異議がありましたので、採決により質疑の終局を決定いたしました。

採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。丸川珠代君。

(丸川珠代君登壇、拍手)

○丸川珠代君 私は、自由民主党・改革クラブを代表して、ただいま議題となりました平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案に反対の立場から討論いたします。

ちょうど九日前に参議院において子ども手当法案の審議が始まりました。その際、私が代表質問で指摘させていただいた問題は、今日この日まで何一つ解決されておりません。

数々の深刻な欠陥に政府・与党は手を付けようともせず、更なる事務負担を地方自治体に押し付けることで、とにかく今年だけを乗り切ろうといふ姿勢です。制度の欠陥に気付いていながら修正もせず、十分な審議もせずに強行採決に持ち込むことは、国民に対する許し難い背信行為です。

委員会でも数々指摘された子ども手当の欠陥は、今年限りとなおざりにできるようなものでは到底ありません。

日本人ではない、日本で育つてゐるわけでもない外国人の子どもでも、親が日本から仕送りをしていれば手当を受給できる一方で、日本で育つてゐる日本人の子どもが、親が海外にいるという理由だけで子ども手当による支援から排除される、この制度の欠陥は致命的です。

長妻大臣が言うようにたとえ書類を統一したとしても、その書類が母国の役人に賄賂を贈つて不正に手に入れたものであるかどうかは窓口では判断できません。幾ら書類を厳格化しても本質的な問題の解決にはならないのです。

しかも、この付け焼き刃の水際作戦で、地方自治体の負担は更に増えます。駆け込み申請の増加などに対応するため、既に臨時の職員を雇用すると決めたところもありますが、増大する事務負担に対応しきれない自治体も出てくるでしょう。

こうした自治体への過大な負担や海外にいる外国人の子どもたちへのばらまきは、たつた一つの条例を加えるだけでは解決できます。法律案の第四条に次の二項を加えればいいのです。第一項の規定にかかわらず、子ども手当は、子どもが日本に住所を有せず、かつ、日本国民でないときは、当該子どもについては、支給しない。この二項は、難民条約に抵触することもなく、海外へは後から増やすと言うばかりです。しかし、後にすれば、現金給付への偏重はむしろひどくなりますが、ばらまきを防ぐことができます。

本国内に住所を有せず、かつ、日本国民でないときは、当該子どもについては、支給しない。この二項は、難民条約に抵触することもなく、海外へは後から増やすと言つばかりです。しかし、後にすれば、現金給付への偏重はむしろひどくなります。

政府はこうした問題に法案作成段階から気付いていながら、たつた一項の修正さえ加えようとせず、不公正を見逃そうとしています。すべては六月に現金をばらまくためです。

しかも、政府は、この現金のばらまきによって何の効果を上げるのか一切目標を設定せず、目標値も掲げていません。ただ、後から現金の使われ方を検証して、実はこのばらまきにはこういう効果がありましたと事後的に国民に示すだけです。

何の効果があるかも考えずに二兆三千億円をばらまけるほど我が国の財政に余裕はありません。一人一万三千円を配ることそのものが目的で、効果は不明、これが税金の無駄遣いでなくて何でありましょうか。

この壮大な無駄遣い法案の行方を、保育や教育の現場で働く多くの方々が歎きしりを、やるせない思いで見詰めていることでしょう。何不自由ない家庭にまでばらまくお金があるのなら、その中から二十五億円をすべての小学校にスクールカウンセラーを配置するために回してもらえないだろうか、あるいはすべての保育士さんの給与を月二万円アップするためには七百二十億円を回してもうとうといふ懸念がぬぐえません。

財務省の見通しによれば、マニフェストの実施と今年度と同程度の国債発行を前提にすれば、来年度は十兆円の新たな財源が必要です。財源の当てとなる仕分対象の真水部分、すなわち独立行政法人と公益法人への一般会計からの支出はたつた二・六兆円にしかすぎません。二・六兆円を仕分しても十兆円の無駄は出でこないでしょう。無駄

なぜ子育て環境の整備より現金の給付が優先されたのか、説明は一切ないのです。サービス給付されたが、現金給付は五千四百億円しか増えません。この三兆と五千四百億といういびつなバランスを是正する方針はついぞ示されませんでした。政府には、現金給付と現物給付の差を埋めるためには、現金給付と現物給付の差を埋めるつもりがなく、少子化への懸念は口先だけであることがはつきりしたのです。

そして、この三兆円にも五千四百億円にも、無駄を省くという以外の財源はありません。つまり、政府の子育て支援策は財源が極めてあやふやです。

政府の現物給付の五ヵ年計画である子ども・子育てビジョンによれば、今後五年間で、現金給付は三兆円増え、現物給付は五千四百億円しか増えません。この三兆と五千四百億といういびつなバランスを是正する方針はついぞ示されませんでした。政府には、現金給付と現物給付の差を埋めるためには、現金給付と現物給付の差を埋めるつもりがなく、少子化への懸念は口先だけであることがはつきりしたのです。

政府の現物給付の五ヵ年計画である子ども・子育てビジョンによれば、今後五年間で、現金給付は三兆円増え、現物給付は五千四百億円しか増えません。この三兆と五千四百億といういびつなバランスを是正する方針はついぞ示されませんでした。政府には、現金給付と現物給付の差を埋めるためには、現金給付と現物給付の差を埋めるつもりがなく、少子化への懸念は口先だけであることがはつきりしたのです。

官 報 (号 外)

削減だけでは、どう考えても財源が足りません。再来年以降、子ども手当を満額支給するには増税をするか、国の借金を増やすしかないと考えるのが自然です。しかし、増税や借金までして続けていくには余りにも制度設計がすぎんです。

のバランスを取るべきです。

鳩山総理が昨日厚生労働委員会で指摘をしたように、十分に時間を掛けて考えればいいのです。将来にわたって、私たちの子、孫までを拘束する重大な決定にもかかわらず、政府・与党は選挙目当ての視野狭窄に陥つて愚かな選択をしようとしています。

す。長妻大臣は、子どもの相対的貧困率を引き合いに出して、子ども手当を貧困対策の一助とした

いとおっしゃいますが、この制度設計は相対的貧困、すなわち格差の解消にはつながりません。

大臣はまた、子ども手当の意義を訴えるのに、夫婦が理想の子どもの数を持ってない最大の原因は

経済的な理由だという調査の結果を引き合いに出します。これは、データを詳しく見れば、既に子

どもがいて、もうあと一人子どもが欲しいという夫婦の場合だけです。初めての子どもを待とうと

する夫婦には別の原因があります。そうであるならば、二人目以降の子どもについて手当の金額を

増やすような制度設計をするべきですが、そうした方にはこの制度を一切なりませう。

た工夫はこの制度に一切ありません

じた傾斜配分もない、したがつて少子化対策にもならず、新たな不公平、不公正を生み出す「さん

な欠陥制度に満額で五兆四千億円もの税金を投じるのは愚かな選択です。恒久財源がないままに恒

久制度を立ち上げたならば、必ずやそのツケは借金となつて子どもたちに回ってきます。まず何をすべきか、政府は優先順位を間違えて

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました		投票総数 二百五十五	賛成 百四十七	反対 六十八	
〔投票終了〕					
○議長(江田五月君)	間もなく投票を終了いたしました。	○議長(江田五月君)	本日はこれにて散会いたしました。	○議長(江田五月君)	午前十一時三十一分散会
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。	（投票開始）	出席者は左のとおり。	議員	議長	
○議長(江田五月君)	これまでの視野狭窄に陥つて愚かな選択をしようとしています。	山本 博司君	山内 徳信君	江田 五月君	
国民の皆様、どうかこの極めて無責任な選択をしようととしている人たちの顔を決して忘れないでください。未来へのとがを負うべきはこの人たちなんです。このような悪法は成立しないのがベストです。少なくとも、この法案の欠陥に作成過程で気が付いていたのなら議論を続けるべきです。拙速な給付は大きな間違いです。	（拍手）	金子 洋一君	西田 実仁君	山東 昭子君	
○議長(江田五月君)	國民の将来に取り返しの付かない不幸と不利益を招くことを明言して、私の反対討論を終わります。（拍手）	近藤 正道君	風間 直樹君	鰐淵 洋子君	
○議長(江田五月君)	これにて討論は終局いたしました。	植松恵美子君	又市 征治君	横峯 良郎君	
○議長(江田五月君)	これまでの視野狭窄に陥つて愚かな選択をしようとしています。	轟木 利治君	渡辺 孝男君	浜田 昌良君	
○議長(江田五月君)	これまでの視野狭窄に陥つて愚かな選択をしようとしています。	澤 雄二君	渕上 貞雄君	山本 香苗君	
○議長(江田五月君)	これまでの視野狭窄に陥つて愚かな選択をしようとしています。	山本 広田	加藤 修一君	一君	
○議長(江田五月君)	これまでの視野狭窄に陥つて愚かな選択をしようとしています。	喜納 昌吉君	魚住裕 一郎君	加藤 蓮	
○議長(江田五月君)	これまでの視野狭窄に陥つて愚かな選択をしようとしています。	福島みづほ君	渡辺 和夫君	加藤 敏幸君	
○議長(江田五月君)	これまでの視野狭窄に陥つて愚かな選択をしようとしています。	鈴木 陽悦君	富岡由紀夫君	喜納 昌吉君	

官 報 (号 外)

平成二十二年三月二十六日 参議院会議録第十二号
議長の報告事項

官報(号外)

厚生労働委員 辞任 姫井由美子君 森田 高君 伊達 忠一君	農林水産委員 辞任 大塚 直史君 大久保潔重君 北澤 俊美君	下田 敦子君 徳永 久志君 塙田 一郎君	補欠 主濱 了君 藤原 良信君 松浦 大悟君	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員 辞任 山崎 正昭君 西田 昌司君
経済産業委員 辞任 池口 修次君 平山 誠君 塙田 一郎君	国土交通委員 辞任 直嶋 正行君 横峯 良郎君 伊達 忠一君	補欠 尾立 源幸君 牧山ひろえ君 加藤 敏幸君 池口 修次君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政 金融委員会に付託した。 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する 法律案(閣法第一〇号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政 金融委員会に付託した。 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する 法律案(閣法第一三二号)
環境委員 辞任 千葉 景子君 轟木 利治君 直嶋 正行君	予算委員 辞任 川合 孝典君 水岡 俊一君	補欠 蓮 洋君 尾立 源幸君 蓮 航君	同日議長から次の報告書が提出された。 「外國為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第百七十三回国会閣承認第一号)審査報告書」	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政 金融委員会に付託した。 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する 法律案(閣法第一三二号)
行政監視委員 辞任 蓮 航君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣 法律案(閣法第二二号)審査報告書) 法第四号審査報告書 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務	補欠 川合 孝典君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政 金融委員会に付託した。 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する 法律案(閣法第一三二号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政 金融委員会に付託した。 株式会社日本政策金融公庫法の一部を改正する 法律案(閣法第一三二号)
する外務公務員の給与に関する法律の一部を改 正する法律案(閣法第一二号)審査報告書 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改 正する法律案(閣法第一〇号)審査報告書 平成二十一年度における子ども手当の支給に関 する法律案(閣法第六号)審査報告書 同日衆議院から、同院は中央選挙管理会委員及び 同予備委員を左記のとおり指名した旨の通知書を 受領した。	正月 江田 五月殿	参議院議長 江田 五月殿	要領書	平成二十一年三月二十五日
一、委員会の決定の理由 本件は、外國為替及び外國貿易法第十条第一 項の規定により閣議決定された外國為替及び 外國貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置につ いて「に基づき、北朝鮮からのすべての貨物に 対して、引き続き、経済産業大臣の輸入承認義 務を課する等の措置を講じたことについて、同 法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を 求めるものであり、妥当な措置と認める。	経済産業委員長 木俣 佳丈			
一、費用 本件に係る措置の実施のため、別に費用を要 しない。				
外国為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第百七十三回国会閣承認第一号)審査報告書	西川 洋君 尾崎 仁君 元宿 秀樹君 山田 修二君 小宮 修二君	伊藤 忠治君 伊藤 基隆君 鈴木 恒夫君 神崎 浩昭君 鳥居 一雄君		
一、費用 本件に係る措置の実施のため、別に費用を要 しない。				
外国為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第百七十三回国会閣承認第一号)審査報告書	西川 洋君 尾崎 仁君 元宿 秀樹君 山田 修二君 小宮 修二君	伊藤 忠治君 伊藤 基隆君 鈴木 恒夫君 神崎 浩昭君 鳥居 一雄君		
一、費用 本件に係る措置の実施のため、別に費用を要 しない。				
外国為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第百七十三回国会閣承認第一号)審査報告書	西川 洋君 尾崎 仁君 元宿 秀樹君 山田 修二君 小宮 修二君	伊藤 忠治君 伊藤 基隆君 鈴木 恒夫君 神崎 浩昭君 鳥居 一雄君		
一、費用 本件に係る措置の実施のため、別に費用を要 しない。				
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。	平成二十一年三月二十三日			
右は本院において承認することを議決した。				
承認を求めるの件				
参議院議長 江田 五月殿				
衆議院議長 横路 孝弘				

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外國貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十一年四月十日閣議決定)に基づき、平成二十一年四月十四日から平成二十二年四月十三日までの間、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第三項の規定に基づいて国会の承認を求める。

外国為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

平成二十一年四月十日閣議決定)に基づき、平成二十一年四月十四日から平成二十二年四月十三日までの間、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第三項の規定に基づいて国会の承認を求める。

外国為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

平成二十一年四月十日閣議決定)に基づき、平成二十一年四月十四日から平成二十二年四月十三日までの間、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地とするすべての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第四項の規定による原産地又は船積地が北朝鮮であつて第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第三項の規定に基づいて国会の承認を求める。

官 報 (号)

審査報告書

外国為替及び外國貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸出承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第百七十三回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承認することを議決した。
よつてこれを送付する。

平成二十二年三月二十三日

衆議院議長 横路 孝弘

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年三月二十五日

参議院議長 江田 五月殿

(関税法の一部改正)
第一条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二条の次に次の二条を加える。

(保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)

第五十二条の二 承認取得者は、第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定め

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年三月二十五日

経済産業委員長 木俣 佳丈

参議院議長 江田 五月殿

外国為替及び外國貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物につき輸入承認義務を課す等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

本法律案は、最近における内外の経済情勢に対応するため、税関における水際取締りを強化する等の観点から輸入禁止品を輸入する罪等に係る罰則水準を引き上げるほか、暫定関税率

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、外国為替及び外國貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外國貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十一年六月十八日から平成二十二年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定により、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について経済産業の措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

三、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

四、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

五、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

六、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

七、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

八、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

九、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

十、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

十一、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

十二、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

十三、費用

本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

の適用期限を延長する等、所要の改正を行うものであり、おおむね妥当な措置と認める。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

本法律施行に伴い、特に費用を要しない。

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年三月二十三日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 江田 五月殿

よつて国会法第八十三条により、その旨を同項の承認をした。

税関長に届け出ることができる。

第五十三条第四号を同条第五号とし、同条第一号から第三号までを「一號」ずつ繰り下げる。同条に第一号として次の「一號」を加える。

一 前条の規定による届出があつたとき。

第六十二条中「改善措置」の下に「・保税蔵置場の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出」を加え、「第五十三条第一号」を「第五十三条第二号」に改める。

第六十七条の三第二項中「第七十九条の三第三項」を「第七十九条の四第三項」に改める。

第七十九条第三項第一号イ中「第七十九条の四第一項」を「第七十九条の五第一項」に改め

四第一項」を「第七十九条の五第一項」に改め

三項」を「第七十九条の四第三項」に改める。

第七十九条第三項第一号イ中「第七十九条の三第三項」を「第七十九条の四第三項」に改める。

第六十七条の三第二項中「第七十九条の三第三項」を「第七十九条の四第三項」に改める。

第七十九条の二中「第七十九条の四第一項」を「第七十九条の五第一項」に改める。

第六章の二中第七十九条の四を第七十九条の五とする。

第七十九条の三第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の「一號」を加える。

一 前条の規定による届出があつたとき。
（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出）

第七十九条の三 認定通関業者は、第七十九条第一項（通関業者の認定）の認定を受けている必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の認定をした税関長

に届け出ることができる。

第一百八条の四第一項中「七年」を「十年」に改め、同条第二項中「七年」を「十年」に、「七百万円」を「千万円」に改める。

第一百九条第一項中「七年」を「十年」に改め、同条第二項中「七年」を「十年」に、「七百万円」を「千万円」に改める。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年三月二十五日

法務委員長 松 あきら

参議院議長 江田 五月殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年三月二十五日

法務委員長 松 あきら

参議院議長 江田 五月殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年三月二十五日

法務委員長 松 あきら

参議院議長 江田 五月殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年三月二十五日

法務委員長 松 あきら

参議院議長 江田 五月殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年三月二十五日

法務委員長 松 あきら

参議院議長 江田 五月殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年三月二十五日

法務委員長 松 あきら

参議院議長 江田 五月殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年三月二十五日

法務委員長 松 あきら

参議院議長 江田 五月殿

第一条の表中「一、七二七人」を「一、七八二人」に、「一、〇二〇人」を「一、〇〇〇人」に改める。

附
目

廣雅

この法律は平成二十一年四月一日から施行する。

(平成二十二年九月三十日)
事補の員数に関する特例

判事補の員数は、平成二十二年九月三十日までの間においては、この法律による改正後の裁判所職員定員法第一条の規定にかかわらず、千二十人とする。

審查報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案・右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

參議院議長 江田 五月殿
外交防衛委員長 田中 直紀

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は在ベナン日本国大使館の位置を改正すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

本法施行のため、別に費用を要しない。

今日、国際情勢が不透明さを増している中、我が国に求められているのは、國益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、国際的諸問題に毅然と対応する外交力であり、そのためにも我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の改革が強く求められる。他方、国内においては、依然として財政事情が厳しく、経済も苦境に直面しており、在外職員に支給される在勤手当など、在外公館に係る様々な経費についても、國民から厳しい視線が注がれている。外交体制強化等への取組に際しては、こうした国内事情を重く受け止め、國民の声に真摯に応えていく必要がある。これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

一、我が国の外交力強化の観点から、外交の最前线基地である在外公館の重要性にかんがみ、我が国の国益・相手国との相互主義等を踏まえつつ、戦略的大使館の実館化を進めること。あわせて、国際的な影響力が高まりつつある新興諸国等における我が國の在外公館の体制強化に努めること。

二、在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態の際、在外邦人に対し迅速かつきめ細やかな支援を行えるよう、情報の日常的な提供・共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。

三、我が國の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館にかかる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。

٦

四、在勤手当については、各任地の事情を勘案するとともに、民間企業や諸外国の外交官の給

な分野において高級幹部も含め外部の人材の積極的活用を図ること。

右決議する

与・手当の水準、為替・物価の変動など客観的な基準を踏まえ、必要に応じて全般にわたる見直しを行うこと。見直しに際しては、国内の財政事情及び外交活動を推進する上での必要性の双方を考慮し、適切な額を算出すること。なお、外務省が平成二十二年度に実施する各地の生計費調査の結果及びその在勤基本手当等への反映状況については、国会に対して十分な報告を行ふこと。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年三月十六日

參議院議長 江田 五月殿 衆議院議長 橫路 孝弘

在外邦人の増加に伴つて領事業務の重要性が高まつてゐることにかんがみ、邦人の活動環境を向こさむるところ、国民の見立こそ五つござます。一、外國公館の名稱及び位置並びに在外公館に勤務するトモハ内閣の官員の云々の如き。

向上させるため 国民の視点に立った簡易ナード ビスの不断の向上に努めること。

務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

六　外務省においては、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、二〇〇二年四月二十一日付で、

取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。

七、在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。

八、国際機関における幹部職員を含め邦人職員の
増強に向けて国際社会に通用する人材の一層の

育成を図るとともに、援助や平和構築など様々「ボルトノボ」を「コトヌ」に改める。

別表第一のうち二 総領事館の表アジアの項中 在コタキナバル日本国総領事館 マレーシア コ

卷之三

タキナバルを削る。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

(外) 報 信

地 域	所 在 国	号									別 号		
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号		
ア ジ ア	インド イ ン ド ネ シ ア	690,000 円	620,000 円	588,500 円	567,700 円	547,000 円	484,800 円	422,600 円	381,200 円	339,700 円	319,000 円	298,200 円	277,500 円
	カンボジア シ ン カ ボ ポ ル	650,000 円	550,000 円	516,300 円	496,500 円	476,800 円	417,500 円	358,300 円	318,800 円	279,300 円	259,500 円	239,800 円	220,000 円
	ス リ ラ ン カ タ イ	610,000 円	550,000 円	513,400 円	492,800 円	472,300 円	410,700 円	349,100 円	308,000 円	267,000 円	246,400 円	225,900 円	205,400 円
大 韓 民 国	中華人民共和国 ネ パ ル	600,000 円	580,000 円	543,500 円	523,600 円	503,600 円	443,800 円	384,000 円	344,100 円	304,200 円	284,200 円	264,300 円	244,400 円
	パ キ 斯 塏 バ ン グ ラ デ シ ュ 東 テ ィ モ ー ル	550,000 円	460,000 円	435,100 円	417,700 円	400,300 円	348,100 円	295,900 円	261,100 円	226,300 円	208,900 円	191,500 円	174,100 円
	フ ィ リ ピ ン ブ ダ ナ	610,000 円	700,000 円	663,800 円	643,000 円	622,300 円	560,100 円	497,900 円	456,500 円	415,000 円	394,300 円	373,500 円	352,800 円
	ブ ル ネ イ ベ ト ナ ム	70,000 円	690,000 円	655,100 円	634,200 円	613,300 円	550,500 円	487,700 円	445,900 円	404,000 円	383,100 円	362,200 円	341,300 円
	マ レ ィ ン シ ア ミ ャ ン マ ー	70,000 円	490,000 円	457,600 円	440,200 円	422,800 円	370,600 円	318,400 円	283,600 円	248,800 円	231,400 円	214,000 円	196,600 円
	モ ル デ ィ ブ モ ノ ゴ ル	640,000 円	620,000 円	583,600 円	563,000 円	542,500 円	480,900 円	419,300 円	378,200 円	337,200 円	316,600 円	296,100 円	275,600 円
	ラ オ ス	560,000 円	540,000 円	503,500 円	483,400 円	463,200 円	402,800 円	342,400 円	302,100 円	261,800 円	241,700 円	221,500 円	201,400 円
大 洋 州	オ ー ス ト ラ リ ア キ リ バ ス サ モ ア ソ ロ モ ン ツ バ ル ト ン ベ	630,000 円	570,000 円	530,900 円	510,500 円	490,200 円	429,200 円	368,200 円	327,500 円	286,900 円	266,500 円	246,200 円	225,900 円
		510,000 円	460,000 円	430,300 円	413,000 円	395,800 円	344,200 円	292,600 円	258,200 円	223,700 円	206,500 円	189,300 円	172,100 円
		630,000 円	610,000 円	578,600 円	558,200 円	537,900 円	476,900 円	415,900 円	375,200 円	334,600 円	314,200 円	293,900 円	273,600 円
		630,000 円	660,000 円	622,600 円	600,500 円	578,400 円	512,100 円	445,800 円	401,600 円	357,400 円	335,300 円	313,200 円	291,200 円
		650,000 円	640,000 円	598,200 円	577,100 円	556,000 円	492,600 円	429,200 円	387,000 円	344,800 円	323,600 円	302,500 円	281,400 円
		650,000 円	590,000 円	547,500 円	525,600 円	503,700 円	438,000 円	372,300 円	328,500 円	284,700 円	262,800 円	240,900 円	219,000 円
		670,000 円	650,000 円	616,000 円	596,600 円	577,300 円	519,200 円	461,100 円	422,400 円	383,700 円	364,300 円	345,000 円	325,600 円
		690,000 円	660,000 円	621,800 円	598,700 円	575,600 円	506,400 円	437,200 円	391,000 円	344,900 円	321,800 円	298,700 円	275,700 円
		750,000 円	730,000 円	689,400 円	668,500 円	647,600 円	584,800 円	522,000 円	480,200 円	438,300 円	417,400 円	396,500 円	375,600 円
		670,000 円	650,000 円	616,000 円	596,600 円	577,300 円	519,200 円	461,100 円	422,400 円	383,700 円	364,300 円	345,000 円	325,600 円
		600,000 円	580,000 円	543,500 円	523,600 円	503,600 円	443,800 円	384,000 円	344,100 円	304,200 円	284,200 円	264,300 円	244,400 円

官 報 (号 外)

(号) 外 報 嘉

パナマ パノマ	560,000	540,000	506,500	487,100	467,800	409,700	351,600	312,900	274,200	254,800	235,500	216,100
パラグアイ パラグアイ	620,000	600,000	563,200	542,400	521,700	459,500	397,300	355,900	314,400	293,700	272,900	252,200
パルバドス パルバドス	550,000	540,000	504,400	486,000	467,600	412,500	357,400	320,600	283,800	265,500	247,100	228,700
ブラジル ブラジル	660,000	640,000	602,300	580,000	557,700	490,800	423,900	379,300	334,700	312,400	290,100	267,900
ベネズエラ ベネズエラ	670,000	650,000	604,300	581,000	557,700	487,900	418,100	371,600	325,000	301,700	278,500	255,200
ベリーズ ベリーズ	770,000	750,000	700,000	673,800	647,600	569,000	490,400	438,000	385,600	359,400	333,200	307,000
ペルー ペルー	640,000	620,000	577,800	556,500	535,100	471,200	407,300	364,600	322,000	300,700	279,400	258,100
ボリビア ボリビア	670,000	650,000	612,800	591,100	569,400	504,300	439,200	395,800	352,400	330,700	309,000	287,300
ホンジュラス ホンジュラス	740,000	720,000	679,700	659,100	638,600	577,000	515,400	474,300	433,300	412,700	392,200	371,700
メキシコ メキシコ	670,000	650,000	612,800	591,100	569,400	504,300	439,200	395,800	352,400	330,700	309,000	287,300
欧洲 欧洲	620,000	600,000	560,300	538,700	517,200	452,700	388,200	345,200	302,100	280,600	259,100	237,600
アイスランド アイスランド	570,000	550,000	513,400	492,800	472,300	410,700	349,100	308,000	267,000	246,400	225,900	205,400
アイルランド アイルランド	690,000	670,000	620,900	596,000	571,200	496,700	422,200	372,500	322,900	298,000	273,200	248,400
アゼルバイジャン アゼルバイジャン	750,000	730,000	680,400	655,000	629,600	553,300	477,000	426,200	375,400	349,900	324,500	299,100
アルバニア アルバニア	820,000	790,000	740,000	713,200	686,400	606,000	525,600	472,100	418,500	391,700	364,900	338,100
アルメニア アルメニア	750,000	730,000	681,300	656,900	632,400	559,100	485,800	436,900	388,000	363,500	339,100	314,700
アンドラ アンドラ	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
イタリア イタリア	740,000	670,000	620,900	596,000	571,200	496,700	422,200	372,500	322,900	298,000	273,200	248,400
ウクライナ ウクライナ	680,000	660,000	617,700	595,800	573,900	508,200	442,500	398,700	354,900	333,000	311,100	289,200
ウズベキスタン ウズベキスタン	560,000	540,000	510,200	492,600	475,000	422,200	369,400	334,200	299,000	281,400	263,800	246,200
英國 英國	730,000	620,000	576,900	553,800	530,700	461,500	392,300	346,100	300,000	276,900	253,800	230,800
エストニア エストニア	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
オーストリア オーストリア	750,000	680,000	630,600	605,400	580,200	504,500	428,800	378,400	327,900	302,700	277,500	252,300
オランダ オランダ	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
カザフスタン カザフスタン	720,000	690,000	652,000	628,700	605,400	535,600	465,800	419,300	372,700	349,400	326,200	302,900
キプロス キプロス	660,000	640,000	596,400	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
ギリシャ ギリシャ	660,000	640,000	596,400	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
キルギス キルギス	730,000	700,000	661,700	638,000	614,400	543,400	472,400	425,100	377,800	354,100	330,500	306,800
グルジア グルジア	710,000	690,000	647,100	624,000	600,900	531,700	462,500	416,300	370,200	347,100	324,000	301,000
クロアチア クロアチア	660,000	640,000	596,400	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
コソボ コソボ	780,000	750,000	704,900	678,500	652,100	572,900	493,700	440,900	388,100	361,700	335,300	308,900
サンマリノ サンマリノ	690,000	670,000	620,900	596,000	571,200	496,700	422,200	372,500	322,900	298,000	273,200	248,400
イスラエル イスラエル	690,000	670,000	620,900	596,000	571,200	496,700	422,200	372,500	322,900	298,000	273,200	248,400

外(号)報

スウェーデン	660,000	630,000	591,500	567,800	544,200	473,200	402,200	354,900	307,600	283,900	260,300	236,600
スペイン	660,000	640,000	596,400	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
スロバキア	730,000	700,000	655,100	628,900	602,700	524,100	445,500	393,100	340,700	314,500	288,300	262,100
スロベニア	640,000	610,000	572,000	549,100	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800
セルビア	760,000	730,000	682,500	656,100	629,700	550,500	471,300	418,500	365,700	339,300	312,900	286,500
タジキスタン	680,000	660,000	630,700	612,100	593,500	537,800	482,100	444,900	407,800	389,200	370,600	352,100
チエコ	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
デンマーク	720,000	690,000	645,400	619,600	593,700	516,300	438,900	387,200	335,600	309,800	284,000	258,200
ドイツ	760,000	640,000	596,400	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
トルクメニスタン	730,000	710,000	674,600	652,900	631,200	566,100	501,000	457,600	414,200	392,500	370,800	349,100
ノルウェー	720,000	690,000	645,400	619,600	593,700	516,300	438,900	387,200	335,600	309,800	284,000	258,200
バチカン	690,000	670,000	620,900	596,000	571,200	496,700	422,200	372,500	322,900	298,000	273,200	248,400
ハンガリー	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
フィンランド	710,000	690,000	640,400	614,800	589,100	512,300	435,500	384,200	333,000	307,400	281,800	256,200
フランス	760,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
ブルガリア	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
ペラルーシ	650,000	630,000	587,500	565,800	544,100	479,000	413,900	370,500	327,100	305,400	283,700	262,000
ベルギー	680,000	660,000	616,000	591,400	566,700	492,800	418,900	369,600	320,300	295,700	271,000	246,400
ポーランド	610,000	590,000	547,500	525,600	503,700	438,000	372,300	328,500	284,700	262,800	240,900	219,000
ボスニア・ヘルツェゴビナ	710,000	680,000	641,300	617,400	593,600	522,000	450,400	402,700	355,000	331,200	307,300	283,500
ボルトガル	650,000	620,000	581,800	558,500	535,200	465,400	395,600	349,100	302,500	279,200	256,000	232,700
マケドニア・ヨーロッパ共和国	740,000	710,000	667,900	642,100	616,200	538,800	461,400	409,700	358,100	332,300	306,500	280,700
マルタ	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
モナコ	670,000	640,000	601,400	577,300	553,300	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
モルドバ	670,000	650,000	612,800	591,100	569,400	504,300	439,200	395,800	352,400	330,700	309,000	287,300
モンテネグロ	780,000	750,000	704,900	678,500	652,100	572,900	493,700	440,900	388,100	361,700	335,300	308,900
リトビア	660,000	640,000	596,400	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
リトアニア	700,000	670,000	625,800	600,700	575,700	500,600	425,500	375,500	325,400	300,400	275,300	250,300
リヒテンシュタイン	700,000	670,000	625,800	600,700	575,700	500,600	425,500	375,500	325,400	300,400	275,300	250,300
ルーマニア	640,000	610,000	572,000	549,100	526,200	457,600	389,000	343,200	297,400	274,600	251,700	228,800
ルケセンブルク	660,000	630,000	591,500	567,800	544,200	473,200	402,200	354,900	307,600	283,900	260,300	236,600
ロシア	850,000	680,000	633,600	609,200	584,700	511,400	438,100	389,200	340,300	315,800	291,400	267,000

(外) 职 報 例

中東	アフガニスタン アラブ首長国連邦 イエメン イスラエル イラク イラン オマーン カタール クウェート サウジアラビア シリア トルコ バーレーン ヨルダン レバノン	950,000 640,000 750,000 700,000 970,000 810,000 610,000 640,000 670,000 690,000 620,000 760,000 610,000 590,000 640,000	930,000 620,000 730,000 640,000 950,000 780,000 590,000 620,000 650,000 670,000 600,000 730,000 590,000 570,000 620,000	886,500 576,900 553,800 689,400 594,500 571,600 548,700 480,100 876,200 714,000 529,400 508,300 444,900 468,400 564,900 500,400 435,900 392,900 349,800 328,300 306,800 285,300 333,400	862,200 530,700 530,700 668,500 571,600 548,700 480,100 776,900 702,400 677,900 444,900 381,500 339,300 297,100 275,900 254,800 233,700	765,200 392,300 346,100 522,000 480,200 438,300 411,500 365,700 603,100 495,800 447,300 423,000 398,800 374,500	692,500 346,100 300,000 480,200 438,300 417,400 396,500 375,600 578,200 553,400 528,600 553,400 528,600 547,000 522,700
アフリカ	アルジェリア アンゴラ ガンダ エジプト エチオピア エリトリア ガーナ カーボベルデ ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ	640,000 910,000 740,000 650,000 730,000 730,000 740,000 780,000 820,000 830,000 780,000 840,000 770,000 720,000 760,000 790,000 810,000 780,000 840,000 770,000 720,000 760,000 790,000 810,000 750,000 700,000 840,000 600,000 820,000 950,000 810,000	620,000 880,000 720,000 590,000 710,000 710,000 720,000 760,000 790,000 810,000 760,000 790,000 754,100 750,000 708,900 656,800 840,000 580,000 752,900 820,000 775,800 708,900 653,400 820,000 772,600 548,400 580,000 728,000 800,000 920,000 780,300	583,600 839,500 684,600 590,000 674,600 669,800 684,600 713,800 748,000 762,700 760,000 810,000 715,000 690,500 667,200 723,400 738,800 690,500 667,200 754,100 732,400 685,800 633,400 820,000 548,300 580,100 724,100 662,700 659,900 539,500 651,300 578,600 602,200 593,500 609,900 469,100 651,300 578,600 667,300 662,700 593,500 524,300 478,100 432,000 408,900 385,800 362,800 304,900 422,200 375,200 351,800 328,300 408,800 405,200 380,400 430,000 454,900 430,000 405,200 380,400 489,400 515,000 398,800 374,500	586,400 597,000 580,900 512,600 451,600 452,200 479,700 580,900 518,700 477,300 390,600 349,900 309,300 288,900 268,600 248,300 390,100 368,600 347,100 345,800 415,100 394,300 373,600 349,100 392,500 370,800 349,100 368,600 347,100 345,800 415,100 394,300 373,600 349,100 328,300 306,800 285,300 333,400	524,200 548,500 477,300 435,800 390,600 349,900 309,300 288,900 268,600 248,300 390,100 368,600 347,100 345,800 415,100 394,300 373,600 349,100 392,500 370,800 349,100 368,600 347,100 345,800 415,100 394,300 373,600 349,100 328,300 306,800 285,300 333,400	524,200 500,000 475,700 394,300 373,600 288,900 268,600 248,300 390,100 368,600 347,100 345,800 415,100 394,300 373,600 349,100 392,500 370,800 349,100 368,600 347,100 345,800 415,100 394,300 373,600 349,100 328,300 306,800 285,300 333,400
1111	平成二十二年三月二十六日 参議院本会議録第十一号 在外公館の名称及び位置並に在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案						

(外)助報

ザンビア	730,000	710,000	674,600	652,900	631,200	566,100	501,000	457,600	414,200	392,500	370,800	349,100
シェラレオネ	700,000	680,000	645,400	624,800	604,300	542,700	481,100	440,000	399,000	378,400	357,900	337,400
ジブチ	730,000	710,000	674,600	652,900	631,200	566,100	501,000	457,600	414,200	392,500	370,800	349,100
ジンバブエ	790,000	760,000	723,700	701,400	679,100	612,200	545,300	500,700	456,100	433,800	411,500	389,300
スー丹	740,000	720,000	679,700	659,100	638,600	577,000	515,400	474,300	433,300	412,700	392,200	371,700
スワジランド	610,000	590,000	558,300	537,700	517,200	455,600	394,000	352,900	311,900	291,300	270,800	250,300
セーシェル	690,000	660,000	621,800	598,700	575,600	506,400	437,200	391,000	344,900	321,800	298,700	275,700
赤道ギニア	820,000	800,000	752,900	728,000	703,200	628,700	554,200	504,500	454,900	430,000	405,200	380,400
セネガル	780,000	760,000	713,800	690,500	667,200	597,400	527,600	481,100	434,500	411,200	388,000	364,700
ソマリア	790,000	770,000	723,500	699,800	676,200	605,200	534,200	486,900	439,600	415,900	392,300	368,600
タンザニア	750,000	730,000	689,400	668,500	647,600	584,800	522,000	480,200	438,300	417,400	396,500	375,600
チャド	800,000	780,000	733,400	709,300	685,300	613,100	540,900	492,800	444,700	420,700	396,600	372,600
中央アフリカ	830,000	810,000	762,700	738,800	715,000	643,400	571,800	524,100	476,400	452,600	428,700	404,900
チュニジア	540,000	520,000	486,900	468,300	449,700	394,000	338,300	301,100	264,000	245,400	226,800	208,300
トゴ	800,000	780,000	733,400	709,300	685,300	613,100	540,900	492,800	444,700	420,700	396,600	372,600
ナイジエリア	870,000	850,000	805,200	782,300	759,400	690,800	622,200	576,400	530,600	507,800	484,900	462,000
ナミビア	620,000	600,000	563,200	542,400	521,700	459,500	397,300	355,900	314,400	293,700	272,900	252,200
ニジェール	790,000	770,000	723,500	699,800	676,200	605,200	534,200	486,900	439,600	415,900	392,300	368,600
ブルキナファソ	840,000	820,000	772,600	748,300	724,100	651,300	578,600	530,100	481,600	457,300	433,100	408,800
ブルンジ	790,000	770,000	723,500	699,800	676,200	605,200	534,200	486,900	439,600	415,900	392,300	368,600
ベナン	830,000	810,000	767,700	743,600	719,600	647,400	575,200	527,100	479,000	455,000	430,900	406,900
ボツワナ	730,000	710,000	674,600	652,900	631,200	566,100	501,000	457,600	414,200	392,500	370,800	349,100
マダガスカル	690,000	670,000	635,500	615,400	595,200	534,800	474,400	434,100	393,800	373,700	353,500	333,400
マラウイ	790,000	770,000	728,600	706,100	683,600	616,100	548,600	503,700	458,700	436,200	413,700	391,200
マリ	830,000	810,000	762,700	738,800	715,000	643,400	571,800	524,100	476,400	452,600	428,700	404,900
南アフリカ共和国	660,000	590,000	558,300	537,700	517,200	455,600	394,000	352,900	311,900	291,300	270,800	250,300
モーリシャス	660,000	580,000	543,500	523,600	503,600	443,800	384,000	344,100	304,200	284,200	264,300	244,400
モーリタニア	810,000	790,000	748,100	724,800	701,500	631,700	561,900	515,400	468,800	445,500	422,300	399,000
モザンビーク	730,000	710,000	674,700	654,300	634,000	573,000	512,000	471,300	430,700	410,300	390,000	369,700
モロッコ	580,000	560,000	521,100	501,200	481,200	421,400	361,600	321,700	281,800	261,800	241,900	222,000
リビア	590,000	570,000	534,600	516,000	497,400	441,700	386,000	348,800	311,700	293,100	274,500	256,000
リベリア	730,000	710,000	674,700	654,300	634,000	573,000	512,000	471,300	430,700	410,300	390,000	369,700
ルワンダ	820,000	790,000	752,900	729,500	706,000	635,600	565,200	518,300	471,300	447,900	424,400	401,000
レソト	610,000	590,000	558,300	537,700	517,200	455,600	394,000	352,900	311,900	291,300	270,800	250,300

(外) 職 官

二 総領事館

地 域	所 在 地	号							別 号
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	
アジア	コルカタ	590,000	572,400	551,500	488,700	425,900	384,100	342,200	321,300
	チエンナイ	580,000	567,700	547,000	484,800	422,600	381,200	339,700	319,000
	ムンバイ	600,000	567,700	547,000	484,800	422,600	381,200	339,700	319,000
	ジャカルタ	510,000	496,500	476,800	417,500	358,300	318,800	279,300	259,500
	スラバヤ	550,000	518,900	499,200	439,900	380,700	341,200	301,700	281,900
	デンバサール	510,000	496,500	476,800	417,500	358,300	318,800	279,300	259,500
	メダン	530,000	518,900	499,200	439,900	380,700	341,200	301,700	281,900
	チエンマイ	420,000	403,600	386,700	336,300	285,900	252,200	218,600	201,800
済州		470,000	441,100	422,700	367,600	312,500	275,700	238,900	220,600
釜山		470,000	441,100	422,700	367,600	312,500	275,700	238,900	220,600
広州		550,000	511,600	490,200	426,300	362,400	319,700	277,100	255,800
上海		570,000	535,100	512,800	445,900	379,000	334,400	289,800	267,500
重慶		580,000	543,400	521,700	456,600	391,500	348,100	304,700	283,000
瀋陽		570,000	529,400	508,300	444,900	381,500	339,300	297,100	275,900
青島		560,000	539,800	517,300	449,800	382,300	337,400	292,400	269,900
香港		540,000	502,200	481,300	418,500	355,700	313,900	272,000	251,100
カラチ		710,000	673,200	652,100	588,700	525,300	483,100	440,900	419,700
マニラ		450,000	440,200	422,800	370,600	318,400	283,600	248,800	231,400
ホーチミン		540,000	505,900	485,700	425,300	364,900	324,600	284,300	264,200
コタキナバル		450,000	435,500	418,300	366,700	315,100	280,700	246,200	229,000
ペナン		410,000	398,900	382,300	332,400	282,500	249,300	216,100	199,400
大洋洲	シドニー	570,000	535,100	512,800	445,900	379,000	334,400	289,800	267,500
	ハース	540,000	525,600	503,700	438,000	372,300	328,500	284,700	262,800
	ブリスベン	560,000	525,600	503,700	438,000	372,300	328,500	284,700	262,800
	メルボルン	570,000	530,300	508,200	441,900	375,600	331,400	287,200	265,100
	オークランド	540,000	520,900	499,200	434,100	369,000	325,600	282,200	260,500
	ポートモレスビー	730,000	715,400	692,500	555,300	509,500	463,700	440,900	418,000

(号) 外 報 仙

北米	アトランタ	470,000	441,100	422,700	367,600	312,500	275,700	238,900	220,600	202,200	183,800
	サンフランシスコ	510,000	478,700	458,700	398,900	339,100	299,200	259,300	239,300	219,400	199,500
	シートル	480,000	445,800	427,200	371,500	315,800	273,600	241,500	222,900	204,300	185,800
	シカゴ	500,000	464,600	445,300	387,200	329,100	290,400	251,700	232,300	213,000	193,600
	デトロイト	470,000	441,100	422,700	367,600	312,500	275,700	238,900	220,600	202,200	183,800
	デンバー	470,000	460,000	440,800	383,300	325,800	287,500	249,100	230,000	210,800	191,700
	ナッシュビル	470,000	441,100	422,700	367,600	312,500	275,700	238,900	220,600	202,200	183,800
	ニューヨーク	590,000	511,600	490,200	426,300	362,400	319,700	277,100	255,800	234,500	213,200
	ハガツニヤ	470,000	455,300	436,300	379,400	322,500	284,600	246,600	227,600	208,700	189,700
	ヒューストン	500,000	464,600	445,300	387,200	329,100	290,400	251,700	232,300	213,000	193,600
中南米	ポートランド	440,000	427,100	409,300	355,900	302,500	266,900	231,300	213,500	195,700	178,000
	ボストン	510,000	478,700	458,700	398,900	339,100	299,200	259,300	239,300	219,400	199,500
	ホノルル	510,000	474,000	454,300	395,000	335,800	296,300	256,800	237,000	217,300	197,500
	マイアミ	490,000	460,000	440,800	383,300	325,800	287,500	249,100	230,000	210,800	191,700
	ロサンゼルス	500,000	469,300	449,800	391,100	332,400	293,300	254,200	234,700	215,100	195,600
	カルガリー	520,000	502,200	481,300	418,500	355,700	313,900	272,000	251,100	230,200	209,300
	トロント	550,000	516,200	494,700	430,200	365,700	322,700	279,600	258,100	236,600	215,100
	バンクーバー	550,000	511,600	490,200	426,300	362,400	319,700	277,100	255,800	234,500	213,200
	モントリオール	520,000	506,900	485,800	422,400	359,000	316,800	274,600	253,400	232,300	211,200
	クリチバ	560,000	544,400	521,800	453,700	385,600	340,300	294,900	272,200	249,500	226,900
欧州	サンパウロ	650,000	604,500	580,300	507,500	434,800	386,300	337,800	313,500	289,300	265,000
	ペレン	620,000	598,700	575,600	506,400	437,200	391,000	344,900	321,800	298,700	275,700
	マナウス	650,000	633,400	609,900	539,500	469,100	422,200	375,200	351,800	328,300	304,900
	リオデジヤネイロ	640,000	598,700	575,600	506,400	437,200	391,000	344,900	321,800	298,700	275,700
	リマ	610,000	591,100	569,400	504,300	439,200	395,800	352,400	330,700	309,000	287,300
	ミラノ	660,000	610,100	584,700	508,400	432,100	381,300	330,500	305,000	279,600	254,200
ロンドン	エディンバラ	540,000	525,600	503,700	438,000	372,300	328,500	284,700	262,800	240,900	219,000
	バルセロナ	570,000	553,800	530,700	461,500	392,300	346,100	300,000	276,900	253,800	230,800
	デュッセルドルフ	610,000	567,800	544,200	481,100	408,900	360,800	312,700	288,700	264,600	240,600
	ハンブルク	590,000	572,500	548,700	477,100	402,200	354,900	307,600	283,900	260,300	236,600
	フランス	620,000	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600
	ミュンヘン	590,000	572,500	548,700	477,100	405,500	357,800	310,100	286,300	262,400	238,600

(外) 報 明

ストラスブール マルセイユ ウラジオストク サンクトペテルブルク ハバロフスク ユジノサハリンスク	610,000 570,000 680,000 630,000 680,000 700,000	567,800 553,800 631,600 609,200 631,600 656,900	544,200 530,700 607,100 584,700 607,100 632,400	473,200 461,500 460,500 511,400 460,500 559,100	402,200 392,300 411,600 438,100 411,600 485,800	354,900 346,100 362,700 389,200 362,700 436,900	307,600 300,000 276,900 338,200 315,800 388,000	283,900 253,800 230,800 313,800 291,400 313,800	260,300 253,800 230,800 289,400 267,000 289,400							
中東 トバイ ジッダ イスランダーブル	580,000 550,000 640,000	558,500 532,900 614,800	535,200 512,600 589,100	465,400 451,600 512,300	395,600 390,600 384,200	349,100 349,900 333,000	302,500 309,300 307,400	279,200 288,900 307,400	256,000 268,600 281,800							
三 政府代表部																
地 域	所 在 地	大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号					
北米 (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	ニューヨーク 680,000 590,000	570,000 532,900 528,000	511,600 490,200 506,900	426,300 362,400 485,800	319,700 277,100 422,400	277,100 255,800 359,000	255,800 234,500 316,800	234,500 213,200 274,600	213,200 211,200 253,400	211,200 211,200 232,300	211,200					
欧洲 (在ウェーヴィング国際機関) ジュネーブ (在ジュネーブ国際機関) (軍縮会議) 経済協力開発機構 (国際連合教育科学文化機関) ブリュッセル (欧洲連合)	ウェイーン 700,000 800,000 700,000 720,000 670,000	680,000 630,600 670,000 625,800 640,000 640,000	605,400 580,200 625,800 600,700 601,400 601,400	580,200 504,500 625,800 575,700 577,300 577,300	428,800 378,400 500,600 425,500 481,100 481,100	327,900 302,700 375,500 325,400 408,900 408,900	302,700 277,500 325,400 300,400 360,800 360,800	277,500 252,300 325,400 300,400 312,700 312,700	252,300 250,300 325,400 300,400 288,700 288,700	250,300 250,300 325,400 300,400 264,600 264,600	250,300 250,300 275,300 275,300 240,600 240,600					
別表第三 研修員手当(第十九条関係)																
号	別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号
手 当 領		円 672,700	円 650,700	円 628,700	円 606,700	円 584,700	円 562,700	円 540,700	円 518,700	円 496,700	円 474,700	円 452,700	円 430,700	円 408,700	円 386,700	円 364,700
16 号	17 号	円 342,700	円 320,700	円 298,700	円 276,700	円 254,700	円 232,700	円 210,700	円 188,700	円 166,700	円 144,700					

附
則

この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中「在コタキナバ
ル日本国総領事館」に関する部分は、政令で定める
日から施行する。

審查報告書

改正する法律案
市町村の合併の特例等に関する法律の一部を
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十二年三月二十五日

議院議長 江田 五月殿 総務委員長 佐藤 泰介

要領書

一、法の目的が市町村の合併の推進から自主的な市町村の合併の円滑化に改められたことを踏まえ、関係制度の適正な運用に努めるとともに、自主的な合併を選択する市町村に対して必要な支援を行うこと。

二、近年、市町村合併が政策的に推進されてきた経緯を勘案し、合併市町村の財政運営や住民参加、住民サービスの状況を引き続き調査・分析し、合併市町村が新たなまちづくりや地域の活性化に取り組むことができるよう必要な措置を講ずること。

三、市町村合併の進展を踏まえ、市町村が住民に

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律
市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正す
る。

第二百十一号)に定めるところにより合併市町村に対して毎年度交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに統く五年度については、同法及びこれに基づく総務省令で定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないよう算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。

第二十四条第十三項及び第三十六条第七項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。
第四十九条第一項第二号中「財産」を「不動産」に改める。

第四章を削る

めるため、市町村への適切な財源移譲を伴う権限移譲を積極的に推進するとともに、自主財源の充実等地方税財政制度の確立に向け、地方との誠実な協議を行うこと。

「円滑化」に改める。

第六条中第六項を削り、第七項を第六項とし、
第八項を第七項とし、同条第九項中「第七項」を
「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第
十項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第
九項とする。

る。

第四章を削る。

本法律案は、自主的な市町村の合併が引き続
き円滑に行われるよう市町村の合併の特例等に
関する法律の期限を十年間延長するとともに、
市町村の合併が相当程度進捗していること等に
かんがみ都道府県等の積極的な関与による市町
村の合併の推進を定めている規定を廃止しよう
とするものであり、おおむね妥当な措置と認め
る。

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

第八条第四項中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に

なお、別紙の附帯決議を行つた。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

改め、「地方自治法」の下に「第九十条第五項又は」を加え、同条第七項中「市町村の合併の特例等に

よつて国会法第八十三條により送付する。

附帶決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

參議院議長 江田 五月殿

(地方交付税の額の算定の特例)

第一十卷 國力培養交作種法(時和一五合注)

五項若しくは第六十一条第十一項】を「若しくは第五条第十五項」に改め、同条第三項中「第五条第十五項若しくは第六十一条第十一項】を「若しくは

(小字及び
は衆議院修正)

(子ども手当の額の改定)

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 子ども手当の支給(第四条—第十六条)

第三章 費用(第十七条・第十八条)

第四章 児童手当法との関係(第十九条—第二十二条)

第五章 雜則(第二十三条—第三十二条)

附則
第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

(受給者の責務)

第二条 子ども手当の支給を受けた者は、前条の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が子どもを懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

くするその父又は母、当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

一 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母、当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

三 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(子ども手当の額)

第五条 子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千円に子ども手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)に係る子どもの数を乗じて得た額とする。

(認定)

第六条 受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならぬ。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給及び支払)

第七条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給する。

2 子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十三年三月(同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月)で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子ども手当の支給は、前項の規定にかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始めることとする。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至つた場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくして、第二十八条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくして、第二十七条の規定による届出をせず、又は同条第二項の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の子ども手当)

第十一条 子ども手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき子ども手当で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、その者が監護していた子どもであつた者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

4 子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとならない。

(支払の調整)

第十二条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行なわれる。

われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(不正利得の徴収)
第十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受取額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位

(受給権の保護)

第十四条 子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十五条 租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金額を標準として、課することができる。

(公務員に関する特例)

第十六条 次の表の上欄に掲げる者(以下「公務員」という。)についてこの章の規定を適用する場合においては、第六条第一項中「住所地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)」となり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のよう読み替えるものとする。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定によって読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

第一項の規定によって読み替えられる第六条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

第三章 費用

(子ども手当の支給に要する費用の負担)

第十七条 子ども手当の支給に要する費用(第二十条第一項又は第二項の規定に基づき児童手当法昭和四十六年法律第七十三号)の規定により支給する児童手当又は同法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。)については、国が負担する。

2 次の各号に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によって読み替えられる第六条の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

二 常時勤務で定める地方公務員(地方独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。)
二 常時勤務することを要する地方公務員その他政令で定める国家公務員(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。)

当該国家公務員の所属する各省各庁(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。)の長(裁判所にあっては、最高裁判所長官とする。以下同じ。)又はその委任を受けた者

した地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該市町村

第三章 費用

1 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

第一被用者(児童手当法第十八条第一項に規定する被用者をいう。次号、第二十七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。)であつて三歳に満たない子ども(月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。)がいるものに対する費用(当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。)十三分の十一

二 被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。第二十七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。)であつて三歳に満たない子どもがいるものに対する費用(当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。)三十九分の十九

三 三歳以上の子ども(月の初日に生まれた子どもについて、出生の日から三年を経過した子どもとする。次号において同じ。)であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一

2 市町村は、前項の規定により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならない。
 (時効)

第二十四条 子ども手当の支給を受ける権利及び第十三条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 子ども手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 第十三条规定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)
 第二十五条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(不服申立てと訴訟との関係)
 第二十六条 子ども手当の支給に関する処分又は第十三条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。
 (届出)

第二十七条 第七条第一項の規定により子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、平成二十一年六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

二年六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

（報告等）

2 子ども手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第六条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができる。

(調査)

第二十八条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、

子ども手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)
 第二十九条 市町村長は、子ども手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、第六条(第十六条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)の認定につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めて定める。

(厚生労働省令への委任)

第三十二条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、平成二十一年六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

（罰則）

第三十三条 偽りその他不正の手段により子ども

手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法

(明治四十年法律第四十五号)に正條があるときは、刑法による。

附 則

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第二十条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子育て支援に係る全般的な施策の拡充制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)の前日において、児童手当法第七条(同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合並びに同法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する場合並びに同法附則第六条第二項、第七条第五項及び第八条第四項において準用する場合を含む。)の認定を受けている者(同法第十条(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により児童手当又は特例給付等の額の全部又は一部を支給されない者、同法第十一條(同法附則第六条第

<p>項及び第三項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項の規定により適用される児童手当法附則第七条第五項において準用する同法第十一条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。</p> <p>(健康保険法の一部改正)</p>	<p>給に関する法律(平成二十二年法律第号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第十八条第一項及び第二項並びに平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第二項と、第百二十一條並びに第百二十二条第一項及び第四項中「児童手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とあるのは「児童手当及び子ども手当勘定」とする。</p> <p>(船員保険法の一部改正)</p> <p>第八条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第八条の次に次の二条を加える。</p> <p>(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例)</p> <p>第八条の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「児童手当及び子ども手当」とする。</p> <p>(住民基本台帳法の一部改正)</p> <p>第八条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第号)第二十条第一項の規定により適用される児童手当法第二十条第一項の拠出金に関する第百十九条の規定の適用については、同条中「第二十条第一項」とあるのは、「児童手当及び子ども手当」とする。</p> <p>(地方自治法の一部改正)</p> <p>第九条 地方自治法の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一に次のように加える。</p> <p>この法律(第二十三条及び第二十条を除く。)の規定により手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第号)第二十条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務(第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)</p>
<p>(地方財政法の一部改正)</p> <p>第十条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十八条の次に次の二条を加える。</p> <p>(子ども手当に要する経費に係る特例)</p> <p>第三十九条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第号)の規定が適用される場合における第十条第十五号の規定の適用については、手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第号)中「児童手当」とあるのは、「児童手当及び子ども手当」とする。</p> <p>(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)</p> <p>第十三条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の二条を加える。</p> <p>(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)</p> <p>第二十九条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第号)</p>	<p>第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第二十九号の次に次の二号を加える。</p> <p>二十九の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第号)</p>
<p>(社会保険労務士法の一部改正)</p> <p>第十二条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第号)の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)</p>	<p>第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一第二十九号の次に次の二号を加える。</p> <p>二十九の二 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第号)</p> <p>第十四条 公益の法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成二十二年法律第号)</p>

号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

(平成二十一年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例)

第三条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第号)の規定により子ども手当の支給がされる派遣職員に関する第八条の規定の適用については、同条の見出し中「児童手当法」とあるのは平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律が適用される場合における児童手当法」と、同条中「児童手当法」

とあるのは(平成二十一年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十一年法律第号)第三十条第一項の規定による児童手当法とする。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一一部改正)

十五条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律
(平成十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

(平成二十一年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法の特例)

6 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第号)の規定により子ども手当の支給がされる私立

る法律案

者、同法第十条の規定により子ども手当の支
払を一時差し止められている者その他同法

附則第三条の厚生労働大臣が定める者を除

く」と「児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の

給付(以下この条において「特例給付等」とい

う」とあり、及び「児童手当又は特例給付等」とあるのは「子ども手当」と、「第七条第一

項の」とあるのは「第六条第一項の」と、「第八

五項又は第八条第四項において準用する場合

合を含む。)」とあるのは「第七条第一項」とす

別事舗文が僕事の半蔵三歳秀満侯二回十石去る。

半事務及び檢事の弁護士職務範囲に関する法
律の一部改正)

七条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する規定

る法律(平成十六年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 一項を加える。

(平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法)の

特例

平成二十二年度における子ども手当の支給
に関する法律(平成二十二年法律第
四〇号)

の規定により子ども手当の支給がされる弁護
に関する法律(平成二十二年法律第
号)

士職務従事職員に関する第九条の規定の適用

については「同様の見出し中『児童手当法』とあるのは「平成二十二年度における子ども手

当の支給に関する法律が適用される場合に

における児童手当法」と、同条中「児童手当法」とあるのは「平成二十二年度における子ども

平成二十二年三月二十六日

參議院會議錄第十二号

投票者氏名

官 報 (号外)

平成二十二年三月二十六日 参議院会議録第十二号 投票者氏名

林 久美子君	姫井由美子君	河合 常則君
平田 健二君	平野 達男君	木村 仁君
平山 幸司君	平野 誠君	小泉 昭男君
平山 一君	廣中和歌子君	佐藤 祥肇君
広田 一君	藤田 駿	正勝君
広野ただし君	藤谷 光信君	鴻池 正田君
藤末 健三君	藤原 正司君	佐藤 信秋君
広野ただし君	藤原 幸久君	佐藤 信介君
舟山 康江君	藤本 祐司君	佐藤 一保君
前田 武志君	藤原 良信君	佐藤 植名
増子 輝彦君	前川 清成君	佐藤 未松
松浦 大悟君	牧山ひろえ君	佐藤 世耕
松野 信夫君	松井 孝治君	佐藤 弘成君
水戸 将史君	内 より子君	佐藤 信介君
峰崎 直樹君	松岡 徹君	佐藤 一郎君
森 ゆうこ君	円 より子君	木村 木村君
築瀬 進君	柳澤 光美君	小泉 昭男君
柳田 稔君	室井 邦彦君	昭郎君
山根 隆治君	森田 高君	佐藤 善君
吉川 沙織君	柳澤 光美君	佐藤 駿
米長 晴信君	吉村剛太郎君	佐藤 信秋君
愛知 治郎君	横峯 良郎君	佐藤 信介君
秋元 司君	吉村剛太郎君	佐藤 一郎君
荒井 広幸君	吉村剛太郎君	佐藤 木村君
石井 準一君	吉村剛太郎君	佐藤 小泉君
泉 信也君	吉村剛太郎君	佐藤 昭郎君
岩永 浩美君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
尾辻 秀久君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
岡田 広君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
加治屋義人君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
神取 忍君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
川口 順子君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
荻原 健司君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
大江 康弘君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
衛藤 磐一君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
磯崎 陽輔君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
草川 昭三君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
澤 実仁君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
浜四津敏子君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
松 あきら君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
山下 栄一君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
浜田 昌良君	風間 風間君	山本 香苗君
白浜 一良君	渡辺 道君	渡辺 孝男君
木庭健太郎君	矢野 信也君	大門実紀史君
嵐 康弘君	溝手 信也君	又市 征治君
西田 雄二君	丸山 信也君	山下 芳生君
浜田 昭三君	山田 信也君	福島みづほ君
澤 実仁君	山本 信也君	近藤 正道君
浜四津敏子君	山本 信也君	市田 忠義君
松 あきら君	山本 信也君	市田 晴子君
藤谷 光信君	森 まさこ君	仁比 聰平君
藤末 健三君	森 まさこ君	鶴保 政二君
広野ただし君	森 まさこ君	鶴保 駿
藤原 正司君	森 まさこ君	鶴保 伸
藤末 健三君	森 まさこ君	鶴保 伸
広野ただし君	森 まさこ君	鶴保 伸
舟山 康江君	柳田 稔君	西島 駿
前田 武志君	柳田 稔君	西島 駿
増子 輝彦君	柳田 稔君	西島 駿
松浦 大悟君	柳田 稔君	西島 駿
松野 信夫君	柳田 稔君	西島 駿
水戸 将史君	柳田 稔君	西島 駿
峰崎 直樹君	柳田 稔君	西島 駿
森 ゆうこ君	柳田 稔君	西島 駿
築瀬 進君	柳田 稔君	西島 駿
柳田 稔君	柳澤 光美君	西島 駿
山根 隆治君	柳澤 光美君	西島 駿
吉川 沙織君	柳澤 光美君	西島 駿
米長 晴信君	柳澤 光美君	西島 駿
愛知 治郎君	柳澤 光美君	西島 駿
秋元 司君	柳澤 光美君	西島 駿
荒井 広幸君	柳澤 光美君	西島 駿
石井 準一君	柳澤 光美君	西島 駿
泉 信也君	柳澤 光美君	西島 駿
岩永 浩美君	柳澤 光美君	西島 駿
尾辻 秀久君	柳澤 光美君	西島 駿
岡田 広君	柳澤 光美君	西島 駿
加治屋義人君	柳澤 光美君	西島 駿
神取 忍君	柳澤 光美君	西島 駿
川口 順子君	柳澤 光美君	西島 駿
荻原 健司君	柳澤 光美君	西島 駿
大江 康弘君	柳澤 光美君	西島 駿
衛藤 磐一君	柳澤 光美君	西島 駿
磯崎 陽輔君	柳澤 光美君	西島 駿
草川 昭三君	柳澤 光美君	西島 駿
澤 実仁君	柳澤 光美君	西島 駿
浜四津敏子君	柳澤 光美君	西島 駿
松 あきら君	柳澤 光美君	西島 駿
藤谷 光信君	柳澤 光美君	西島 駿
藤末 健三君	柳澤 光美君	西島 駿
広野ただし君	柳澤 光美君	西島 駿
藤原 正司君	柳澤 光美君	西島 駿
藤末 健三君	柳澤 光美君	西島 駿
広野ただし君	柳澤 光美君	西島 駿
舟山 康江君	柳澤 光美君	西島 駿
前田 武志君	柳澤 光美君	西島 駿
増子 輝彦君	柳澤 光美君	西島 駿
松浦 大悟君	柳澤 光美君	西島 駿
松野 信夫君	柳澤 光美君	西島 駿
水戸 将史君	柳澤 光美君	西島 駿
峰崎 直樹君	柳澤 光美君	西島 駿
森 ゆうこ君	柳澤 光美君	西島 駿
築瀬 進君	柳澤 光美君	西島 駿
柳田 稔君	柳澤 光美君	西島 駿
山根 隆治君	柳澤 光美君	西島 駿
吉川 沙織君	柳澤 光美君	西島 駿
米長 晴信君	柳澤 光美君	西島 駿
愛知 治郎君	柳澤 光美君	西島 駿
秋元 司君	柳澤 光美君	西島 駿
荒井 広幸君	柳澤 光美君	西島 駿
石井 準一君	柳澤 光美君	西島 駿
泉 信也君	柳澤 光美君	西島 駿
岩永 浩美君	柳澤 光美君	西島 駿
尾辻 秀久君	柳澤 光美君	西島 駿
岡田 広君	柳澤 光美君	西島 駿
加治屋義人君	柳澤 光美君	西島 駿
神取 忍君	柳澤 光美君	西島 駿
川口 順子君	柳澤 光美君	西島 駿
荻原 健司君	柳澤 光美君	西島 駿
大江 康弘君	柳澤 光美君	西島 駿
衛藤 磐一君	柳澤 光美君	西島 駿
磯崎 陽輔君	柳澤 光美君	西島 駽
草川 昭三君	柳澤 光美君	西島 駽
澤 実仁君	柳澤 光美君	西島 駽
浜四津敏子君	柳澤 光美君	西島 駽
松 あきら君	柳澤 光美君	西島 駽
藤谷 光信君	柳澤 光美君	西島 駽
藤末 健三君	柳澤 光美君	西島 駽
広野ただし君	柳澤 光美君	西島 駽
藤原 正司君	柳澤 光美君	西島 駽
藤末 健三君	柳澤 光美君	西島 駽
広野ただし君	柳澤 光美君	西島 駽
舟山 康江君	柳澤 光美君	西島 駽
前田 武志君	柳澤 光美君	西島 駽
増子 輝彦君	柳澤 光美君	西島 駽
松浦 大悟君	柳澤 光美君	西島 駽
松野 信夫君	柳澤 光美君	西島 駽
水戸 将史君	柳澤 光美君	西島 駽
峰崎 直樹君	柳澤 光美君	西島 駽
森 ゆうこ君	柳澤 光美君	西島 駽
築瀬 進君	柳澤 光美君	西島 駽
柳田 稔君	柳澤 光美君	西島 駽
山根 隆治君	柳澤 光美君	西島 駽
吉川 沙織君	柳澤 光美君	西島 駽
米長 晴信君	柳澤 光美君	西島 駽
愛知 治郎君	柳澤 光美君	西島 駽
秋元 司君	柳澤 光美君	西島 駽
荒井 広幸君	柳澤 光美君	西島 駽
石井 準一君	柳澤 光美君	西島 駽
泉 信也君	柳澤 光美君	西島 駽
岩永 浩美君	柳澤 光美君	西島 駽
尾辻 秀久君	柳澤 光美君	西島 駽
岡田 広君	柳澤 光美君	西島 駽
加治屋義人君	柳澤 光美君	西島 駽
神取 忍君	柳澤 光美君	西島 駽
川口 順子君	柳澤 光美君	西島 駽
荻原 健司君	柳澤 光美君	西島 駽
大江 康弘君	柳澤 光美君	西島 駽
衛藤 磐一君	柳澤 光美君	西島 駽
磯崎 陽輔君	柳澤 光美君	西島 駽
草川 昭三君	柳澤 光美君	西島 駽
澤 実仁君	柳澤 光美君	西島 駽
浜四津敏子君	柳澤 光美君	西島 駽
松 あきら君	柳澤 光美君	西島 駽
藤谷 光信君	柳澤 光美君	西島 駽
藤末 健三君	柳澤 光美君	西島 駽
広野ただし君	柳澤 光美君	西島 駽
藤原 正司君	柳澤 光美君	西島 駽
藤末 健三君	柳澤 光美君	西島 駽
広野ただし君	柳澤 光美君	西島 駽
舟山 康江君	柳澤 光美君	西島 駽
前田 武志君	柳澤 光美君	西島 駽
増子 輝彦君	柳澤 光美君	西島 駽
松浦 大悟君	柳澤 光美君	西島 駽
松野 信夫君	柳澤 光美君	西島 駽
水戸 将史君	柳澤 光美君	西島 駽
峰崎 直樹君	柳澤 光美君	西島 駽
森 ゆうこ君	柳澤 光美君	西島 駽
築瀬 進君	柳澤 光美君	西島 駽
柳田 稔君	柳澤 光美君	西島 駽
山根 隆治君	柳澤 光美君	西島 駽
吉川 沙織君	柳澤 光美君	西島 駽
米長 晴信君	柳澤 光美君	西島 駽
愛知 治郎君	柳澤 光美君	西島 駽
秋元 司君	柳澤 光美君	西島 駽
荒井 広幸君	柳澤 光美君	西島 駽
石井 準一君	柳澤 光美君	西島 駽
泉 信也君	柳澤 光美君	西島 駽
岩永 浩美君	柳澤 光美君	西島 駽
尾辻 秀久君	柳澤 光美君	西島 駽
岡田 広君	柳澤 光美君	西島 駽
加治屋義人君	柳澤 光美君	西島 駽
神取 忍君	柳澤 光美君	西島 駽
川口 順子君	柳澤 光美君	西島 駽
荻原 健司君	柳澤 光美君	西島 駽
大江 康弘君	柳澤 光美君	西島 駽
衛藤 磐一君	柳澤 光美君	西島 駽
磯崎 陽輔君	柳澤 光美君	西島 駽
草川 昭三君	柳澤 光美君	西島 駽
澤 実仁君	柳澤 光美君	西島 駽
浜四津敏子君	柳澤 光美君	西島 駽
松 あきら君	柳澤 光美君	西島 駽
藤谷 光信君	柳澤 光美君	西島 駽
藤末 健三君	柳澤 光美君	西島 駽
広野ただし君	柳澤 光美君	西島 駽
藤原 正司君	柳澤 光美君	西島 駽
藤末 健三君	柳澤 光美君	西島 駽
広野ただし君	柳澤 光美君	西島 駽
舟山 康江君	柳澤 光美君	西島 駽
前田 武志君	柳澤 光美君	西島 駽
増子 輝彦君	柳澤 光美君	西島 駽
松浦 大悟君	柳澤 光美君	西島 駽
松野 信夫君	柳澤 光美君	西島 駽
水戸 将史君	柳澤 光美君	西島 駽
峰崎 直樹君	柳澤 光美君	西島 駽
森 ゆうこ君	柳澤 光美君	西島 駽
築瀬 進君	柳澤 光美君	西島 駽
柳田 稔君	柳澤 光美君	西島 駽
山根 隆治君	柳澤 光美君	西島 駽
吉川 沙織君	柳澤 光美君	西島 駽
米長 晴信君	柳澤 光美君	西島 駽
愛知 治郎君	柳澤 光美君	西島 駽
秋元 司君	柳澤 光美君	西島 駽
荒井 広幸君	柳澤 光美君	西島 駽
石井 準一君	柳澤 光美君	西島 駽
泉 信也君	柳澤 光美君	西島 駽
岩永 浩美君	柳澤 光美君	西島 駽
尾辻 秀久君	柳澤 光美君	西島 駽
岡田 広君	柳澤 光美君	西島 駽
加治屋義人君	柳澤 光美君	西島 駽
神取 忍君	柳澤 光美君	西島 駽
川口 順子君	柳澤 光美君	西島 駽
荻原 健司君	柳澤 光美君	西島 駽
大江 康弘君	柳澤 光美君	西島 駽
衛藤 磐一君	柳澤 光美君	西島 駽
磯崎 陽輔君	柳澤 光美君	西島 駽
草川 昭三君	柳澤 光美君	西島 駽
澤 実仁君	柳澤 光美君	西島 駽
浜四津敏子君	柳澤 光美君	西島 駽
松 あきら君	柳澤 光美君	西島 駽
藤谷 光信君	柳澤 光美君	西島 駽
藤末 健三君	柳澤 光美君	西島 駽
広野ただし君	柳澤 光美君	西島 駽
藤原 正司君	柳澤 光美君	西島 駽
藤末 健三君	柳澤 光美君	西島 駽
広野ただし君	柳澤 光美君	西島 駽
舟山 康江君	柳澤 光美君	西島 駽
前田 武志君	柳澤 光美君	西島 駽
増子 輝彦君	柳澤 光美君	西島 駽
松浦 大悟君	柳澤 光美君	西島 駽
松野 信夫君	柳澤 光美君	西島 駽
水戸 将史君	柳澤 光美君	西島 駽
峰崎 直樹君	柳澤 光美君	西島 駽
森 ゆうこ君	柳澤 光美君	西島 駽
築瀬 進君	柳澤 光美君	西島 駽
柳田 稔君	柳澤 光美君	西島 駽
山根 隆治君	柳澤 光美君	西島 駽
吉川 沙織君	柳澤 光美君	西島 駽
米長 晴信君	柳澤 光美君	西島 駽
愛知 治郎君	柳澤 光美君	西島 駽
秋元 司君	柳澤 光美君	西島 駽
荒井 広幸君	柳澤 光美君	西島 駽
石井 準一君	柳澤 光美君	西島 駽
泉 信也君	柳澤 光美君	西島 駽
岩永 浩美君	柳澤 光美君	西島 駽
尾辻 秀久君	柳澤 光美君	西島 駽
岡田 広君	柳澤 光美君	西島 駽
加治屋義人君	柳澤 光美君	西島 駽
神取 忍君	柳澤 光美君	西島 駽
川口 順子君	柳澤 光美君	西島 駽
荻原 健司君	柳澤 光美君	西島 駽
大江 康弘君	柳澤 光美君	西島 駽
衛藤 磐一君	柳澤 光美君	西島 駽
磯崎 陽輔君	柳澤 光美君	西島 駽
草川 昭三君	柳澤 光美君	西島 駽
澤 実仁君	柳澤 光美君	西島 駽
浜四津敏子君	柳澤 光美君	西島 駽
松 あきら君	柳澤 光美君	西島 駽
藤谷 光信君	柳澤 光美君	西島 駽
藤末 健三君	柳澤 光美君	西島 駽
広野ただし君	柳澤 光美君	西島 駽
藤原 正司君	柳澤 光美君	西島 駽
藤末 健三君	柳澤 光美君	西島 駽
広野ただし君	柳澤 光美君	西島 駽
舟山 康江君	柳澤 光美君	西島 駽
前田 武志君	柳澤 光美君	西島 駽
増子 輝彦君	柳澤 光美君	西島 駽
松浦 大悟君	柳澤 光美君	西島 駽
松野 信夫君	柳澤 光美君	西島 駽
水戸 将史君	柳澤 光美君	西島 駽
峰崎 直樹君	柳澤 光美君	西島 駽
森 ゆうこ君	柳澤 光美君	西島 駽
築瀬 進君	柳澤 光美君	西島 駽
柳田 稔君	柳澤 光美君	西島 駽
山根 隆治君	柳澤 光美君	西島 駽

反対者氏名		井上 哲士君		市田 忠義君		七名 鈴木 寛君	
国家公務員等の任命に関する件「公益認定等委員会委員(海東英和君)」		紙 智子君		小池 眞君		田中 直紀君	
賛成者氏名		大門実紀史君		仁比 聰平君		田村耕太郎君	
一二五名		山下 芳生君		高橋 千秋君		高嶋 良充君	
足立 信也君		津田弥太郎君		武内 則男君		田名部省吾君	
家西 悟君		谷岡 郁子君		辻 泰弘君		高嶋 アキ子君	
一川 保夫君		中村 哲治君		外山 斎君		柳木 利治君	
相原久美子君		西岡 武夫君		中村 哲治君		柳木 利治君	
池口 修次君		長浜 博行君		西岡 武夫君		柳木 利治君	
岩本 司君		那谷屋正義君		高橋 千秋君		高嶋 良充君	
小川 敏夫君		羽田雄一郎君		柳木 利治君		田名部省吾君	
大石 尚子君		中村 哲治君		高嶋 アキ子君		高嶋 アキ子君	
大石 正光君		平野 達男君		柳木 利治君		柳木 利治君	
大島九州男君		平野 達男君		高橋 千秋君		高嶋 良充君	
岡崎トミ子君		羽田雄一郎君		柳木 利治君		田名部省吾君	
大久保 勉君		中村 哲治君		高橋 千秋君		高嶋 アキ子君	
大久保 慶重君		西岡 武夫君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
大塚 耕平君		長谷川憲正君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
白 眞勲君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
姫井由美子君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
平山 誠君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
白 真勲君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
廣中和歌子君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
平野 達男君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
平山 幸久君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
藤田 幸久君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
藤本 祐司君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
藤原 良信君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
前川 清成君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
牧山ひろえ君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
松井 孝治君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
円 より子君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
水岡 俊一君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
室井 邦彦君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
森 高君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
鈴木 陽悦君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
伊達 了君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
主濱 岩夫君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
島尻安伊子君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
鈴木 政二君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
関口 昌一君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信介君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
世耕 忠一君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 一保君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 昭郎君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 仁君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
木村 木村		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
川口 川口		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
荻原 加納		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
岡田 大江		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
河合 岩永		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 尾辻		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 庄則君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 正勝君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 祥肇君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	
佐藤 信秋君		柳木 利治君		柳木 利治君		高嶋 アキ子君	

官 報 (号 外)

平成二十二年三月二十六日

参議院会議録第十二号

四二一

渡辺	孝男君	鰐淵	洋子君	野村	哲郎君	南野知恵子君
井上	哲士君	市田	忠義君	橋本	聖子君	大島九州男君
紙	智子君	小池	晃君	藤井	孝男君	岡崎トミ子君
大門実紀史君		仁比		古川	俊治君	加藤敏幸君
山下	芳生君	近藤		松山	新平君	金子恵美君
福島みづほ君		正道君		丸山	政司君	神本美恵子君
又市	征治君	聰平君		和也君	松村	龍二君
糸数	慶子君	松下		水落	珠代君	亀井亞紀子君
松田	岩夫君	新平君		敏栄君	川合	孝典君
西島		牧野たかお君		森	まさこ君	川崎稔君
英利君		藤井たかお君		吉田	博美君	前川清成君
西田		溝手		山本	順三君	藤原良信君
昌司君		顯正君		山田	俊男君	牧山ひろえ君
二之湯		矢野		山本	和也君	松浦大悟君
智君		哲朗君		山東	俊夫君	峰崎直樹君
大石		秀央君		昭子君	正俊君	柳田峰崎君
尾立		若林		行田	邦子君	森ゆうこ君
正光君		正夫君		自見庄	三郎君	水戸将史君
小川		東君		島田	智哉子君	柳澤進君
勝也君		公治君		敦子君		峰崎築瀬君
源幸君		櫻井		佐藤		柳田築瀬君
大河原雅子君		芝		行		柳田峰崎君
大石		博一君		邦		柳田峰崎君
尾立		充君		子		柳田峰崎君
正光君		高嶋		邦		柳田峰崎君
小川		良充君		邦		柳田峰崎君
勝也君		則男君		邦		柳田峰崎君
源幸君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		鈴木		邦		柳田峰崎君
大石		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
尾立		高嶋		邦		柳田峰崎君
正光君		良充君		邦		柳田峰崎君
小川		則男君		邦		柳田峰崎君
勝也君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
源幸君		鈴木		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		鈴木		邦		柳田峰崎君
大石		高嶋		邦		柳田峰崎君
尾立		良充君		邦		柳田峰崎君
正光君		則男君		邦		柳田峰崎君
小川		陽悦君		邦		柳田峰崎君
勝也君		鈴木		邦		柳田峰崎君
源幸君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		高嶋		邦		柳田峰崎君
大石		良充君		邦		柳田峰崎君
尾立		則男君		邦		柳田峰崎君
正光君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
小川		鈴木		邦		柳田峰崎君
勝也君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
源幸君		高嶋		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		良充君		邦		柳田峰崎君
大石		則男君		邦		柳田峰崎君
尾立		陽悦君		邦		柳田峰崎君
正光君		鈴木		邦		柳田峰崎君
小川		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
勝也君		高嶋		邦		柳田峰崎君
源幸君		良充君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		則男君		邦		柳田峰崎君
大石		陽悦君		邦		柳田峰崎君
尾立		鈴木		邦		柳田峰崎君
正光君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
小川		高嶋		邦		柳田峰崎君
勝也君		良充君		邦		柳田峰崎君
源幸君		則男君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
大石		鈴木		邦		柳田峰崎君
尾立		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
正光君		高嶋		邦		柳田峰崎君
小川		良充君		邦		柳田峰崎君
勝也君		則男君		邦		柳田峰崎君
源幸君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		鈴木		邦		柳田峰崎君
大石		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
尾立		高嶋		邦		柳田峰崎君
正光君		良充君		邦		柳田峰崎君
小川		則男君		邦		柳田峰崎君
勝也君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
源幸君		鈴木		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
大石		高嶋		邦		柳田峰崎君
尾立		良充君		邦		柳田峰崎君
正光君		則男君		邦		柳田峰崎君
小川		陽悦君		邦		柳田峰崎君
勝也君		鈴木		邦		柳田峰崎君
源幸君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		高嶋		邦		柳田峰崎君
大石		良充君		邦		柳田峰崎君
尾立		則男君		邦		柳田峰崎君
正光君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
小川		鈴木		邦		柳田峰崎君
勝也君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
源幸君		高嶋		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		良充君		邦		柳田峰崎君
大石		則男君		邦		柳田峰崎君
尾立		陽悦君		邦		柳田峰崎君
正光君		鈴木		邦		柳田峰崎君
小川		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
勝也君		高嶋		邦		柳田峰崎君
源幸君		良充君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		則男君		邦		柳田峰崎君
大石		陽悦君		邦		柳田峰崎君
尾立		鈴木		邦		柳田峰崎君
正光君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
小川		高嶋		邦		柳田峰崎君
勝也君		良充君		邦		柳田峰崎君
源幸君		則男君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
大石		鈴木		邦		柳田峰崎君
尾立		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
正光君		高嶋		邦		柳田峰崎君
小川		良充君		邦		柳田峰崎君
勝也君		則男君		邦		柳田峰崎君
源幸君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		鈴木		邦		柳田峰崎君
大石		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
尾立		高嶋		邦		柳田峰崎君
正光君		良充君		邦		柳田峰崎君
小川		則男君		邦		柳田峰崎君
勝也君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
源幸君		鈴木		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
大石		高嶋		邦		柳田峰崎君
尾立		良充君		邦		柳田峰崎君
正光君		則男君		邦		柳田峰崎君
小川		陽悦君		邦		柳田峰崎君
勝也君		鈴木		邦		柳田峰崎君
源幸君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		高嶋		邦		柳田峰崎君
大石		良充君		邦		柳田峰崎君
尾立		則男君		邦		柳田峰崎君
正光君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
小川		鈴木		邦		柳田峰崎君
勝也君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
源幸君		高嶋		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		良充君		邦		柳田峰崎君
大石		則男君		邦		柳田峰崎君
尾立		陽悦君		邦		柳田峰崎君
正光君		鈴木		邦		柳田峰崎君
小川		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
勝也君		高嶋		邦		柳田峰崎君
源幸君		良充君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		則男君		邦		柳田峰崎君
大石		陽悦君		邦		柳田峰崎君
尾立		鈴木		邦		柳田峰崎君
正光君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
小川		高嶋		邦		柳田峰崎君
勝也君		良充君		邦		柳田峰崎君
源幸君		則男君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
大石		鈴木		邦		柳田峰崎君
尾立		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
正光君		高嶋		邦		柳田峰崎君
小川		良充君		邦		柳田峰崎君
勝也君		則男君		邦		柳田峰崎君
源幸君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		鈴木		邦		柳田峰崎君
大石		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
尾立		高嶋		邦		柳田峰崎君
正光君		良充君		邦		柳田峰崎君
小川		則男君		邦		柳田峰崎君
勝也君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
源幸君		鈴木		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
大石		高嶋		邦		柳田峰崎君
尾立		良充君		邦		柳田峰崎君
正光君		則男君		邦		柳田峰崎君
小川		陽悦君		邦		柳田峰崎君
勝也君		鈴木		邦		柳田峰崎君
源幸君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		高嶋		邦		柳田峰崎君
大石		良充君		邦		柳田峰崎君
尾立		則男君		邦		柳田峰崎君
正光君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
小川		鈴木		邦		柳田峰崎君
勝也君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
源幸君		高嶋		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		良充君		邦		柳田峰崎君
大石		則男君		邦		柳田峰崎君
尾立		陽悦君		邦		柳田峰崎君
正光君		鈴木		邦		柳田峰崎君
小川		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
勝也君		高嶋		邦		柳田峰崎君
源幸君		良充君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		則男君		邦		柳田峰崎君
大石		陽悦君		邦		柳田峰崎君
尾立		鈴木		邦		柳田峰崎君
正光君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
小川		高嶋		邦		柳田峰崎君
勝也君		良充君		邦		柳田峰崎君
源幸君		則男君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
大石		鈴木		邦		柳田峰崎君
尾立		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
正光君		高嶋		邦		柳田峰崎君
小川		良充君		邦		柳田峰崎君
勝也君		則男君		邦		柳田峰崎君
源幸君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		鈴木		邦		柳田峰崎君
大石		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
尾立		高嶋		邦		柳田峰崎君
正光君		良充君		邦		柳田峰崎君
小川		則男君		邦		柳田峰崎君
勝也君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
源幸君		鈴木		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
大石		高嶋		邦		柳田峰崎君
尾立		良充君		邦		柳田峰崎君
正光君		則男君		邦		柳田峰崎君
小川		陽悦君		邦		柳田峰崎君
勝也君		鈴木		邦		柳田峰崎君
源幸君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		高嶋		邦		柳田峰崎君
大石		良充君		邦		柳田峰崎君
尾立		則男君		邦		柳田峰崎君
正光君		陽悦君		邦		柳田峰崎君
小川		鈴木		邦		柳田峰崎君
勝也君		潤葉智津也君		邦		柳田峰崎君
源幸君		高嶋		邦		柳田峰崎君
大河原雅子君		良				

官 報 (号 外)

平成二十二年三月二十六日

參議院會議錄第十二號 投票者氏名

官 報 (号 外)

日程第六 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)賛成者氏名

反对者氏名

市田	忠義君
小池	晃君
仁比	暎平君
近藤	正道君
渕上	貞雄君
山内	徳信君
川田	龍平君
長谷川大紋君	
松田	糸数
	慶子君
山東	昭子君
岩夫君	
下山	芳生君
福島	みずほ君
又市	征治君
大門	実紀史君
紙	智子君

名

足立	信也君	相原久美子君
家西	悟君	池口 修次君
一川	保夫君	岩本 司君
植松恵美子君	梅村 聰君	
小川 勝也君	小川 敏夫君	
尾立 源幸君	大石 尚子君	
大石 正光君	大河原雅子君	
大久保 勉君	大久保潔重君	
大島九州男君	大塚 耕平君	
岡崎トミ子君	加賀谷 健君	
加藤 敏幸君	風間 直樹君	
金子 惠美君	金子 洋一君	
神本恵子君	亀井亜紀子君	
亀井 郁夫君	川合 孝典君	
川上 義博君	川崎 稔君	
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	
工藤堅太郎君	郡司 彰君	
小林 正夫君	行田 邦子君	

興石	佐藤	公治君	東君
櫻井	芝	博一君	
下田	敦子君		
鈴木	陽悦君		
田名部	匡省君		
樺葉賀津	也君		
高嶋	良充君		
武内	則男君		
谷岡	郁子君		
辻	泰弘君		
外山	斎君		
轟木	利治君		
友近	聰朗君		
中谷	智司君		
長浜	博行君		
羽田雄一郎君			
白	眞歎君		
姫井由美子君			
平野	達男君		
平山	誠君		
広中和歌子君			
福山	哲郎君		
藤田	幸久君		
藤本	祐司君		
藤原	良信君		
前川	清成君		
牧山	ひろえ君		
松浦	大悟君		
松野	信夫君		

今野	佐藤	泰介君
自見庄三郎君	島田智哉子君	主濱
田中	直紀君	了君
田村耕太郎君	高橋	千秋君
谷	博之君	千葉 景子君
土田	博和君	津田弥太郎君
徳永	久志君	那谷屋正義君
中村	哲治君	富岡由紀夫君
西岡	武夫君	長谷川憲正君
藤原	正司君	平田 健二君
藤谷	光信君	平山 幸司君
前田	武志君	広田 一君
増子	輝彦君	広野ただし君
舟山	康江君	藤末 健三君
松岡	徹君	林 久美子君
円 より子君		

水戸	峰崎	森 ゆうこ君	峰崎 直樹君
築瀬	進君	築瀬 進君	
吉川	山根	吉川 山根	隆治君
柳田	柳根	柳田 柳根	稔君
米長	晴信君	米長 晴信君	治郎君
愛知	浅野	愛知 浅野	勝人君
磯崎	有村	磯崎 有村	治子君
衛藤	石井	衛藤 石井	みどり君
大江	木村	大江 木村	康弘君
荻原	小泉	荻原 小泉	一君
加納	川口	加納 川口	時男君
健司	木村	健司 木村	仁君
君	大久保	君 岩尻安伊子君	昭郎君
	谷川		昌一君
	鶴保		秀善君
	佐藤		庸介君
	島尻安伊子君		英利君
西島	恭子君	西島 恭子君	哲郎君
中山	秀善君	中山 秀善君	聖子君
野村	谷川	野村 谷川	孝男君
橋本	鶴保	橋本 鶴保	哲郎君
藤井	佐藤	藤井 佐藤	聖子君

水岡 室井 邦彦君
森田 高君 横峯 良郎君
柳澤 光美君
吉村剛太郎君
山下八洲夫君
蓮 舩君
青木 幹雄君
荒井 広幸君
石井 準一君
岩永 泉 信也君
尾辻 浩美君
岡田 秀久君
岡田 広君
加治屋義人君
神取 忍君
河合 常則君
小池 正勝君
鴻池 祥肇君
佐藤 信介君
末松 信秋君
世耕 弘成君
伊達 忠一君
塚田 一郎君
中村 博彦君
南野知恵子君
西田 昌司君
吉川 芳正君
二之湯 智君

牧野たかお君	松下	新平君
丸山	政司君	松山
溝手	顕正君	山田
矢野	哲朗君	山本
渡辺	秀央君	順三君
魚住裕一郎君	君	義家
風間	弘介君	木庭健太郎君
松	昶君	浜四津敏子君
白浜	一良君	白浜
山下	栄一君	山本
山本	博司君	鰐淵
又市	征治君	洋子君
糸数	慶子君	福島みづほ君
山東	昭子君	君
松田	岩夫君	君
井上	哲士君	大門実紀史君
紙	智子君	山下 芳生君
反对者氏名		山下

丸川	松村	舛添	要一君
水落	敏栄君	森	まさこ君
山内	俊夫君	山本	吉田
山本	一大君	吉田	博美君
若林	正俊君	若林	正俊君
荒木	清寛君	荒木	清寛君
加藤	修一君	加藤	修一君
草川	昭三君	草川	昭三君
澤	雄二君	澤	雄二君
西田	寅仁君	西田	寅仁君
弘友	和夫君	弘友	和夫君
山口	那津男君	山本	香苗君
山本	香苗君	渡辺	孝男君
渕上	貞雄君	近藤	正道君
山内	徳信君	川田	龍平君
川田	龍平君	長谷川	大紋君
仁比	聰平君	小池	忠義君
	七名	市田	

官 報 (号 外)

明治
三十五年三月二十日
郵便物認可

平成二十二年三月二十六日 参議院会議録第十二号

発行所
〒100-0005 東京都港区虎ノ門二丁目番四号
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本体 130円